

令和6年第3回吉野町議会定例会会議録（第1日目）

1. 招集年月日 令和6年9月4日
2. 招 集 場 所 吉野町議会議場
3. 開 会 時 刻 9月4日 午前10時00分開会
4. 応 招 議 員

1 番	上 麻 里	2 番	藤 本 昌 義
3 番	辻 内 正 誠	4 番	下 中 一 平
5 番	山 本 義 史	6 番	上 滝 義 平
7 番	野 木 康 司	9 番	西 澤 巧 平
5. 不応招議員 8 番 中 西 利 彦
6. 出 席 議 員 応招議員に同じ
7. 欠 席 議 員 不応招議員に同じ
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名

町 長	中 井 章 太	副 町 長	和 田 圭 史
教 育 長	土 居 正 明	参事兼政策戦略課長	小 原 壮 平
総 務 課 長	戸 毛 祥 博	協働のまち推進課長	井 本 光 亮
町民税務課長	玉 村 陽 子	長寿福祉課長	吉 村 直 樹
暮らし環境整備課長	紺 田 正 俊	上水道推進室長	辰 巳 史 憲
産業観光課長	中 尾 勇	教 育 次 長	丸 上 晶
教育総務課長	辻 中 哲 也	選挙管理委員長	中 本 寛
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名

局 長	向 井 啓 主	任 任	坂 本 や よ い
-----	---------	-----	-----------
10. 議事日程

日程 1	会議録署名議員の指名について
日程 2	会期の決定について
日程 3	議長の諸報告について
日程 4 報第4号	令和5年度決算に基づく吉野町健全化判断比率等の報告につ いて
日程 5 報第5号	地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告 について

日程 6	議第 36 号	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて
日程 7	議第 37 号	吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
日程 8	議第 38 号	吉野町国民健康保険条例の一部を改正することについて
日程 9	議第 39 号	奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程 10	議第 40 号	奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について
日程 11	議第 41 号	奈良県広域水質検査センター組合規約の変更について
日程 12	議第 42 号	奈良県広域水質検査センター組合の解散について
日程 13	議第 43 号	奈良県広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について
日程 14	議第 44 号	令和 6 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 2 号について
日程 15	議第 45 号	令和 6 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号について
日程 16	議第 46 号	吉野町過疎地域持続的発展計画を変更することについて
日程 17	認第 1 号	令和 5 年度吉野町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程 18	認第 2 号	令和 5 年度吉野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程 19	認第 3 号	令和 5 年度吉野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程 20	認第 4 号	令和 5 年度吉野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程 21	認第 5 号	令和 5 年度吉野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程 22	認第 6 号	令和 5 年度吉野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程 23	認第 7 号	令和 5 年度吉野町水道事業特別会計の欠損金処理及び決算の認定について

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野 木 議 長	ただ今の出席議員総数は8名でございます。 定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回吉野町議会定例会を開会いたします。 本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。 日程1 会議録署名議員の指名について 会議規則第127条の規定により、議長より指名いたします。 3番 辻内正誠議員 4番 下中一平議員を指名いたします。 日程2 会期の決定についておはかりします。 本定例会の会期は本日より13日までの10日間にいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。 （ 「異 議 な し」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって、本定例会の会期は本日より13日までの10日間に決定いたしました。 開会にあたり、町長よりごあいさつをお願いします。 中井町長。
中 井 町 長	開会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。 令和6年第3回吉野町議会定例会を招集させていただきましたところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。 先日から、台風10号の影響で心配いたしましたけれども、全国各地では被害が拡大しておりましたが、おかげさまで吉野町におきましては大きな被害もなく、この日を迎えられたことに感謝申し上げます。ただ、このエルニーニョ現象が強い年は、過去においても台風の被害が大きいということで、今後、9月におきましても台風の発生が見込まれますので、引き続いて災害、減災に向けて取組を進めてまいりたいと思います。 そういった意味で9月の議会、一般質問もでございます。そんな中で本日上程させていただきます議案でございますが、皆さん方のお手元にありますとおり、

報告が 2 件、条例改正が 3 件、規約の変更が 2 件、協議案件が 1 件、組合の解散が 1 件、財産処分が 1 件、補正予算案が 2 件、計画変更が 1 件、決算認定が 7 件でございます。

この機会を通しまして皆さん方のお手元に配付しております行政報告がございますので、主なものだけ少し報告をさせていただきたいと思います。

6 月 17 日、18 日にかけて、高知県の本山町に教育委員会スポーツ振興とともに視察に行っていました。こちら、3 月議会でもカヌー、そしてまた津風呂湖、そういった形でどういう方向に進むかということで少し予算もいただいております。そういう中でこの本山町というところは、アウトドアの里づくりで土佐町、本山町、大豊町、大川村、この 4 つの土佐れいほく地域で、カヌーを中心とした体験メニューを通して活動をされております。そしてまたこの本山町に関しましては、モンベルのアウトヴィレッジという形で、平成元年からカヌーの体験受入れ整備をし、そしてまた山岳自転車など平成 27 年から展開をしております。官民連携での取組みを、少しでもカヌーを取り組む吉野町としても参考になればということで視察に行かせていただきました。

そして、6 月 25 日でございますけれども、吉野林材振興協議会・吉野、北山、十津川流域林業活性化センター通常総会でございます。これは、実は昭和 59 年に設立され、このエリアの首長そしてまた森林組合、林業関係者が集う会でございますが、令和 6 年度、令和 7 年の 3 月末をもって解散するという形でございます。いろいろな木材の状況そして担い手の問題、様々な環境から、この協議会は解散しますけれども、また、新たな協議体、仲間づくりも含めて、この林業振興には取り組んでいかないといけないなというふうに考えております。

そしてページめくりまして 7 月 24 日でございますけれども、JICA の海外協力隊派遣前の表敬訪問という形で、吉野町出身の仲本インカエンジェリィナ氏がお越しくださいました。吉野町では初めての JICA への派遣という形で、ネパールへ教育関連の講師として行かれるということで訪問いただきました。非常にスポーツを通して貢献し、そしてまた吉野に帰ってきたときに、その知見を生かしていただければなということで激励をさせていただきました。

そして、8月2日金曜日でございます。吉野町行政サービスの変革・新庁舎整備検討審議会答申式がございました。こちらの方、昨年11月に審議会のほうを設立いただきまして、そして8回の審議をしていただきました。それに基づいて、新聞等でも出ておりますけれども候補地としての答申をいただきました。本議会でも委員会でも、この整備検討審議会の答申につきまして報告をさせていただいて、また今後の方向性についても審議をさせていただければなというふうに思っております。

そして8月13日、「湯ったりほっこり地域間交流協定書」締結調印式をさせていただきました。これは吉野広域行政組合、川上村、東吉野村、吉野町、この4つの公営施設の浴場を相互利用、そしてまた、地域間交流を図りながら利用促進をしていくという形で締結をさせていただきました。9月1日から村民、町民料金で活用できるということで、1人でも多くの方が、また活用していただいて交流を深めていただいたらなというふうに感じております。

そして8月18日、地域交流プロジェクト「お弁当やさんを開きたい」フリースクールあすばる来町ということで書いています。これ何のことやということでございますが、関係人口の創出事業という形で吉野町は取り組んでおります。その中のTENJIKU吉野で、何回も吉野を訪れていただいて、その方々が農業体験とか、そしてまた祭りのイベントなどを手伝い地域の方々と交流をしていただいている方がいます。その中でも特に吉野アンバサダーという、案内人サポーターという形で4名の方が任命されております。その方が、常に何回も自費でお越しいただいたりしながらしている中で、吉野の農業のしている方と交流があって、その野菜を東京のフリースクールの子供たちに食べさせてあげるところから始まったプロジェクトでございます。東京のフリースクールの子供たちが、その野菜をつくっている人たちと交流をしたい、そしてまた子供たちと交流したいということで、クラウドファンディングを立ち上げ170万円ほど集めていただいてこの日にお越しいただきました。これは地域の農業の皆さん方と交流をするということで、本番は9月14日から15日、16日と3日間来られて、そこでその野菜を使ったお弁当やさんをして地域の方々に食べていただく、子供さんに食べていただくというふうな事業でございますので、こうい

	った取組も関係人口創出事業の一つとして今後展開できればなというふうに思っております。 そして、この中にトッププロモーションという形で、いろいろ企業さんにも訪問している報告がございます。これは、実はコロナ禍の中で、吉野町出身の方で企業の経営をされている方とか、そういう方々を訪問する機会をつくっておりました。その中で、東京でふるさとの集いをするのではなく、自費でこのふるさと吉野に帰ってきていただいて、そしてまた吉野の現状を認識していただきながら、官民連携につながればなということで、10月29日にこの吉野町でふるさと吉野への愛を紡ぐ集いを開催させていただく予定でございます。こちらは、吉野にご縁のある企業という形でいろいろ活動していただいている方を中心に、今回は小さくですが第一歩を活動していきたいなということで、こういう形で報告をさせていただきます。以上、行政報告とさせていただきます。 改めまして上程いたしました議案、慎重審議賜りますことをお願い申し上げ、開会のあいさつとさせていただきます。 野木議長 ありがとうございました。 日程3 議長の諸報告に入ります。 会議規則第128条第1項のただし書の規定により、閉会中の議員派遣の報告書を別紙のとおり提出しておりますので、ご覧の上ご了承願います。 日程4 報第4号「令和5年度決算に基づく吉野町健全化判断比率等の報告について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。 小原参事。 小原参事 失礼いたします。提出議案等説明資料の1ページをご覧ください。報第4号「令和5年度決算に基づく吉野町健全化判断比率等の報告について」ご説明い
--	--

	たします。 根拠法令につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づきまして、健全化に関する比率及び資金不足比率を議会へ報告させていただくものでございます。 健全化に関する比率でございますが、令和5年度の欄をご覧くださいと思います。実質赤字比率、連結実質赤字比率におきましては、本町は赤字ではないため数値はございません。続きまして、実質公債費比率でございますが、これは3か年平均で算出するものでございますが、令和4年度に比べまして0.7ポイントの上昇となっております。また、将来負担比率につきましては、前年度に比べまして1.7ポイントの上昇となっております。 いずれの数値も早期健全化判断基準、財政再生基準を下回っていることから、8月5日にありました決算監査におきまして、おおむね適正となっているとの報告をいただいておりますことをご報告申し上げます。 続きまして、公営企業会計の資金不足比率でございます。資本収支不足につきましては、水道事業、下水道事業、農業集落排水事業ともに不足がなかったため、こちらも数値がございません。以上、ご報告とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 野木議長 質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 本件につきましては、報告にとどめます。 日程5 報第5号「地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。 戸毛総務課長。 戸 毛 失礼いたします。それでは、報第5号「地方自治法第180条第1項の規定に
--	---

総務課長	よる専決処分 of 報告について」提出議案等説明資料 2 ページに基づき説明させていただきます。 専決処分の概要につきましては、公用車の事故に係る損害賠償額を定め和解することについてでございます。和解の内容につきましては、相手方等については議案説明書に記載のとおりでございます。事故概要につきましては、吉野病院内の駐車場におきまして、本庁公用車が進入の際、駐車場に停車しておりました車が出てきたことに伴い接触事故を起こしたものでございます。過失割合につきましては、町が 10%、相手方が 90%。損害賠償額につきましては、本町の損害賠償額は 1 万 800 円でございます。その他、今後、吉野町及び相手方双方、本事故に関しては異議を申し立てないことを確認しております。報告については以上でございます。よろしくお願い申し上げます。
野木議長	質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 本件につきましては、報告にとどめます。 日程 6 議第 36 号「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。 戸毛総務課長。
戸毛 総務課長	失礼いたします。それでは議第 36 号についてご説明を申し上げます。議案等説明資料の 3 ページをお開きいただきたいと思います。 議第 36 号の今回の改正の主旨でございますが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、移動端末を

用いて個人番号カードを代替するための仕組みの創設の措置が講じられることに伴い、関係条例を整備するものでございます。目的につきましては、情報通信技術の活用による行政手続に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための法改正に伴い、関係条例を改正するものでございます。根拠法令につきましては記載のとおりということでございます。

改正する条例の概要についてご説明を申し上げます。まず、改正の概要でございますが、デジタル社会形成基本法等の一部改正により、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に、新たに「カード代替電磁的記録」が定義されることに伴いまして、現行の同条第8項以下が1項ずつ繰り下げられるため、当該法の定義を引用している条例において項ずれを解消するために改正するものでございます。なお、この項ずれの対象となりますものが改正する条例ということで、吉野町税条例、吉野町議会の個人情報保護に関する条例、吉野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例でございます。簡単に申しますと、携帯電話が今後マイナンバーカードの機能を果たすことに伴いまして、それぞれの関係する条例で定義されている部分が項ずれを起こしますので、一括で3条例を改正するものでございます。

デジタル社会形成基本法の公布日が6月7日になっておりますが、一部まだ国のほうで要綱等の整備が行われておりますので、今後それが決まり次第施行されますのでそれに合わせての施行日としております。説明は以上であります。以上、よろしくお願い申し上げます。

野 木 議 長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

玉 村 町 民 税 務 課 長	異議なしと認めます。 よって、本案は総務文教厚生委員会に付託することにいたします。 日程 7 議第 37 号「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 (事 務 局 朗 読) 説明を求めます。 玉村町民税務課長。 失礼いたします。議第 37 号 吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することにつきまして、議案等説明資料の 4 ページを基にご説明させていただきます。 改正の主旨でございます。厚生労働省保険局国民健康保険課長通知により、急患等として医療機関を受診した国民健康保険被保険者に対し、保険税の徴収猶予の取扱いについて示されたことによります所要の改正でございます。目的は、急患等として医療機関を受診した国民健康保険被保険者に対し、保険税の徴収猶予を規定するもので、根拠法令は国民健康保険法でございます。 今回改正する条例でございますが、吉野町国民健康保険税条例でございます。改正の概要は、保険税を納付することができない特別の理由があるものとして、第 25 条の徴収猶予期間に、急患などで医療機関や薬局を受診した人で支払い能力が可能となる期間まで、最長 1 年の徴収猶予をすることができるよう但し書きを追加するものでございます。 施行期日は令和 6 年 12 月 2 日です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 野 木 議 長 質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。
----------------------------	--

	(「異 議 な し」 の声あり) 異議なしと認めます。 よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。 日程 8 議第 38 号「吉野町国民健康保険条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 (事 務 局 朗 読) 説明を求めます。 玉村町民税務課長。
玉 村 町 民 税 務 課 長	失礼いたします。議第 38 号「吉野町国民健康保険条例の一部を改正することについて」議案等説明資料の 5 ページでご説明させていただきます。 改正の主旨でございます。国民健康保険法の一部を改正する法律により、被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定が削られることに伴います所要の改正でございます。目的等として国民健康保険法の一部を改正する法律により、被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定が削られることに伴います所要の改定で、根拠法令は国民健康保険法でございます。 今回改正する条例は、吉野町国民健康保険条例で、改正の概要といたしまして、国の法改正に伴い、令和 6 年 12 月 2 日より健康保険証が廃止されることに伴いまして、国民健康保険法第 127 条第 1 項から、被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定が削られるものでございます。 施行期日は令和 6 年 12 月 2 日でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
野 木 議 長	質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

	(「異 議 な し」 の声あり) 異議なしと認めます。 よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。 日程 9 議第 39 号「奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 (事 務 局 朗 読) 説明を求めます。 玉村町民税務課長。
玉 村 町 民 税 務 課 長	失礼いたします。議第 39 号「奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」議案説明資料の 6 ページを基にご説明させていただきます。 改正の主旨でございます。現行の被保険者証が廃止されることに伴い、構成市町村の議会の議決を求める必要があるため、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、組合規約の一部を変更するものでございます。目的といたしまして、被保険者証の廃止による文言の削除でございます。 改正する規約は、奈良県後期高齢者医療広域連合規約で、改正の概要といたしまして、高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する規定が、令和 6 年 12 月 2 日から施行されることに伴いまして、現行の被保険者証が廃止されます。同日以降は新たに被保険者証や資格証が発行されないため、当該規約の被保険者証及び資格証の文言を資格確認書等に改めるものでございます。 施行期日が令和 6 年 12 月 2 日です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
野 木 議 長	質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

	(「異 議 な し」 の声あり) 異議なしと認めます。 よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。 日程 10 議第 40 号「奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について」 を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 (事 務 局 朗 読) 説明を求めます。 辰巳上水道推進室長。
辰巳上水道 推 進 室 長	失礼します。議案等説明資料の 7 ページをお願いします。議第 40 号「奈良県 広域水道企業団の設立に関する協議について」これは企業団規約を定めるもの でございます。根拠法令は、地方自治法第 284 条第 2 項及び第 290 条でござい ます。 奈良県広域水道企業団規約の概要でございます。名称 第 1 条で奈良県広域 水道企業団。構成団体は奈良県及び 26 市町村でございます。そのあと共同処理 する事務、事務所の位置、議会の組織・選挙方法・任期、企業長、副企業長、 それから財務等を規約で定めております。なお、施行期日は総務大臣の許可が あった日からの施行となっております。以上でございます。ご審議のほど、よ ろしくお願いします。
野 木 議 長	質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 (「異 議 な し」 の声あり) 異議なしと認めます。 よって本案は、産業建設委員会に付託することにいたします。

	日程 11 議第 41 号「奈良県広域水質検査センター組合規約の変更について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 (事 務 局 朗 読) 説明を求めます。 辰巳上水道推進室長。 辰巳上水道 推 進 室 長 失礼します。議案等説明資料の 8 ページをお願いします。議第 41 号「奈良県広域水質検査センター組合規約の変更について」改正の主旨といたしましては、令和 7 年 3 月 31 日をもって、奈良県広域水質検査センター組合の解散を予定しており、事務の承継を行うために規約の変更をするため、地方自治法第 290 条の規定により、組合構成市町村の議会の議決を求めるものであります。 改正する条例の概要でございますが、改正する規約は奈良県広域水質検査センター組合規約。改正の概要としましては、条文の追加、第 18 条で組合の解散に伴う事務の承継については、組合市町村が議会の議決を経てする協議をもって定めるということになっております。 施行期日は、奈良県知事の許可があった日から施行となっております。以上でございます。ご審議をお願いします。 野 木 議 長 質疑を求めます。 (「 質 疑 な し 」 の声あり) 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 (「 異 議 な し 」 の声あり) 異議なしと認めます。 よって本案は、産業建設委員会に付託することにいたします。 日程 12 議第 42 号「奈良県広域水質検査センター組合の解散について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。
--	---

	(事 務 局 朗 読) 説明を求めます。 辰巳上水道推進室長。
辰巳上水道 推 進 室 長	失礼します。議案等説明資料の 9 ページをお願いします。議第 42 号「奈良県 広域水質検査センター組合の解散について」根拠法令は、地方自治法第 288 条 及び 290 条でございます。 解散に伴う協議書の概要でございますが、奈良県広域水質検査センター組合 の解散を第 1 条のほうで、奈良県広域水質検査センター組合は、令和 7 年 3 月 31 日をもって解散する。第 2 条のほうで事務の承継ということで、歳計現金 解 散後に奈良県広域水道企業団に帰属する。あと精算後の残余現金等を定めてお ります。以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
野 木 議 長	質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 (「 異 議 な し 」 の声あり) 異議なしと認めます。 よって本案は、産業建設委員会に付託することにいたします。 日程 13 議第 43 号「奈良県広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処 分について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 (事 務 局 朗 読) 説明を求めます。 辰巳上水道推進室長。
辰巳上水道 推 進 室 長	失礼します。議案等説明資料の 10 ページをお願いしたいと思います。議第 43 号「奈良県広域水質検査センター組合の解散に伴う財産の処分について」根

	拠法令は、地方自治法第 289 条及び 290 条でございます。 財産処分の概要でございます。財政調整基金の配分といたしまして、1 条の ほうで、構成団体が平成 7 年から令和 5 年までの間に負担した施設整備負担金 及び経常経費負担金の負担割合に応じて配分されるということになっておりま す。あと、2 条で物品の譲与、奈良県広域水道企業団に無償譲渡するとなつて おります。以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします。 野 木 議 長 質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって本案は、産業建設委員会に付託することにいたします。 日程 14 議第 44 号「令和 6 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 2 号につ いて」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。 小原参事。 小 原 参 事 失礼いたします。提出議案等説明資料の 11 ページをご覧ください。議第 44 号「令和 6 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 2 号について」ご説明させて いただきます。 まず、歳入歳出の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳 出それぞれ 2 億 6,994 万 1,000 円を追加いたしまして、補正後の歳入歳出予算 額を 63 億 7,699 万 6,000 円とするものでございます。続きまして地方債の補正 でございますが、追加で公有財産管理事業の財源としまして、緊急防災・減災 事業債を 3,000 万円借り入れるものでございます。また、臨時財政対策債につ きましては、277 万円を減額するものでございます。こちらは、今年度の普通 交付税の算定結果が固まりましたので、発行可能額が確定したというものでご
--	---

ざいます。

続きまして、歳入の補正でございます。10 款「地方特例交付金」164 万 5,000 円の減、また、11 款「地方交付税」の普通交付税で 1 億 7,304 万の増でございます。これらは 7 月に通知されました、地方特例交付金及び普通交付税の不交付決定額と当初予算額の差額を補正するものでございます。続きまして 15 款「国庫支出金」1,660 万円の増でございます。こちらは新型コロナワクチン接種事業費の補助金でございます。19 款「繰入金」41 万 4,000 円は、介護保険特別会計からの繰入金の増額でございます。20 款「繰越金」につきましては、5,424 万 2,000 円の増額でございます。21 款「諸収入」6 万円につきましては、新型コロナワクチン接種の自己負担金の増額でございます。22 款「町債」につきましては、先ほど地方債の補正でもご説明させていただきましたとおりでございます。

歳出につきましては、まず 2 款「総務費」2 億 3,500 万円の増でございます。主な内容といたしましては、財政調整基金積立金に 2 億円を積み立てるもの、また公有財産管理事業で 3,000 万円は、くにすの杜進入路の法面復旧のための費用。過年度分過誤納金 500 万円は町税の還付金の増額でございます。3 款「民生費」31 万 1,000 円は、介護保険事業に係る補助金の返還金でございます。4 款「衛生費」3,463 万円の増でございますが、こちらは新型コロナワクチン接種費用の増額及び昨年度に交付されましたコロナワクチン接種事業に係る、国庫負担金及び国庫補助金の不用額を返還するものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

野 木 議 長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

吉村長寿福祉課長	よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。 日程 15 議第 45 号「令和 6 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。 吉村長寿福祉課長。 失礼いたします。議案説明資料 12 ページをお願いします。議第 45 号「令和 6 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号について」でございます。 補正予算の概要 補正前の額 11 億 9,370 万円。補正額 6,503 万 7,000 円。補正後の歳入歳出予算額 12 億 5,873 万 7,000 円となっております。 歳入の補正であります。7 款「繰越金」6,503 万 7,000 円、前年度繰越金でございます。歳入合計は同額でございます。 歳出の補正でございます。4 款「基金積立金」863 万 5,000 円、財政調整基金積立金でございます。5 款「諸支出金」5,640 万 2,000 円。内訳といたしまして、償還金、国庫県費の償還金 5,598 万 8,000 円。先ほどの一般会計に繰り出す分の一般会計繰出金 41 万 4,000 円。歳出合計額 6,503 万 7,000 円となっております。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。 野木議長 質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「異 議 な し」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。 日程 16 議第 46 号「吉野町過疎地域持続的発展計画を変更することについて
-----------------	--

	て」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。 小原参事。 小 原 参 事 失礼します。議案等説明資料の 13 ページをご覧ください。議第 46 号「吉野町過疎地域持続的発展計画を変更することについて」をご説明させていただきます。 まず、根拠法令等につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 10 項に基づくものでございます。奈良県広域消防組合の庁舎が所在する市町村で策定しております本計画に追記することで、奈良県広域消防組合が施設整備事業債の協議を図り、起債に係る交付税算入率を上げるためのものでございます。説明は以上でございます。ご審議よろしく申し上げます。 野 木 議 長 質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。 日程 17 認第 1 号「令和 5 年度吉野町一般会計歳入歳出決算の認定について」 日程 18 認第 2 号「令和 5 年度吉野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」 日程 19 認第 3 号「令和 5 年度吉野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」 日程 20 認第 4 号「令和 5 年度吉野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
--	---

戸 毛 総務課長	について」 日程 21 認第 5 号「令和 5 年度吉野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 日程 22 認第 6 号「令和 5 年度吉野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 日程 23 認第 7 号「令和 5 年度吉野町水道事業特別会計の欠損金処理及び決算の認定について」を議題として一括上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。 戸毛総務課長。 失礼いたします。それでは、認第 1 号「令和 5 年度吉野町一般会計歳入歳出決算の認定について」令和 5 年度歳入歳出決算説明書をお手元にお配りしておりますので、そちらに基づきご説明をさせていただきます。 それでは、歳入歳出決算説明書をお開きいただきまして、まず、1 ページのほうに今回の各決算の総括表という形で記させていただいております。1 ページめくっていただきまして 2 ページのほうに進んでいただきたいと思います。 【2】番のほうで、令和 5 年度一般会計、特別会計実質収支一覧表ということで、まず一般会計分についてご説明をいたします。一般会計の歳入決算額 62 億 3,738 万 2,428 円。歳出決算額につきましては、58 億 9,369 万 2,338 円。形式収支といたしまして、3 億 4,369 万 90 円となっております。なお、翌年度に繰越す財源がございますので 1,368 万 5,000 円を引きまして、実質収支は 3 億 3,000 万 5,090 円となっております。 3 ページのほうにお進みいただきたいと思います。まず、一般会計の歳入の概要についてご説明をいたします。1 款の町税から 22 款の町債まで合わせて 62 億 3,738 万 2,000 円。前年度に対しまして 1 億 6,520 万 5,000 円の減となっております。なお、この主な要因でございますが、町税につきましては 3,273 万 1,000 円の減。これは、法人町民税の法人税割の減少が大きく影響しているものでございます。15 款の国庫支出金につきましては、2 億 7,289 万 2,000 円の減ということになっておりますが、これはコロナ関係の交付金等々の終了に伴
---------------------	---

	いまして、国庫支出金の減が大きく影響しているというふうになっております。4 ページから 15 ページまで、これにつきましては、款別のそれぞれの内訳を記載しておりますので、ご参照いただきたいというふうに思います。 続きまして、歳出の概要に入りますので 16 ページのほう、お開きいただきたいと思います。16 ページのほうに歳出の概要ということで、1 款の議会費から 12 款の予備費まで、合計 58 億 9,369 万 2,000 円。前年度に対しまして 2,772 万 4,000 円の減となっております。主な要因でございますが、総務費の 2 億 5,339 万 2,000 円。これにつきましては、庁舎整備積立基金等の減が主な要因の一つでございます。衛生費につきましては、2 億 9,220 万 2,000 円の増となっておりますが、これは南和広域企業団への支援、それから水道会計への繰出し、またごみ処理等々の費用を 5 年度決算いたしましたので増となっております。消防費の 2 億 684 万 9,000 円の減につきましては、令和 4 年度をもちまして防災行政無線の事業が終わりまして、令和 5 年度は皆減となっておりますということもございまして、合わせて 2,772 万 4,000 円の減となっております。17 ページから 24 ページにつきましては、それぞれ款別の概要についてご説明をしておりますので、ご参照いただきたいと思います。 続きまして、38 ページをお開きいただきたいと思います。38 ページにつきましては繰出金の状況、39 ページにつきましては町債の状況、40 ページにつきましては基金の状況ということで、それぞれ令和 5 年度、令和 4 年度の比較とともに記載をさせていただいておりますので、ご参照いただけたらというふうに思います。一般会計の説明は以上でございます。
野 木 議 長	玉村町民税務課長。
玉 村 町 民 税 務 課 長	失礼いたします。私からは、認第 2 号及び認第 3 号につきましてご説明をさせていただきます。決算説明資料の 25 ページをお願いいたします。認第 2 号の国民健康保険特別会計でございます。 歳入の状況でございます。収入済額が 10 億 8,723 万 6,246 円で、款別の収入済額の内訳が、1 款「国民健康保険税」から 7 款「諸収入」までの合計で 10 億

	8,723 万 6,246 円でございます。前年度から 3,606 万 6,804 円の減少でございます。 歳出の状況でございます。支出済額が 9 億 9,608 万 4,765 円です。次のページをお願いいたします。款別の支出済額の内訳でございます。1 款「総務費」から 7 款「予備費」までの合計で 9 億 9,608 万 4,765 円です。前年度から 2,513 万 9,358 円の減少でございます。事業の概要は下段のほうに記載しておりますので、ご参照をお願いいたします。 続きまして、後期高齢者医療の特別会計でございます。次のページ、27 ページをお願いいたします。 歳入の状況でございます。収入済額が 1 億 6,599 万 9,390 円で、款別の収入済額の内訳が、1 款「後期高齢者医療保険料」から 5 款「諸収入」までの合計で 1 億 6,599 万 9,390 円です。前年度から 340 万 6,993 円の減少でございます。 次のページをお願いいたします。歳出の状況でございます。支出済額が 1 億 6,536 万 6,040 円で、款別の支出済額の内訳が、1 款「総務費」から 4 款「諸支出金」までの合計で 1 億 6,536 万 6,040 円です。前年度から 356 万 6,993 円の減少でございます。事業の概要は下段のほうに記載しております。認第 2 号と認第 3 号につきましての説明は以上でございます。
野 木 議 長	吉村長寿福祉課長。
吉 村 長 寿 福 祉 課 長	失礼いたします。認第 4 号「介護保険特別会計の決算報告」でございます。決算説明書 29 ページをご覧ください。 まず、保険事業勘定でございます。歳入の状況でございますが、令和 5 年度の収入済額が 12 億 5,656 万 4,475 円。款別の前年度の比較ですが、1 款「保険料」から 8 款「諸収入」まで合計いたしまして、12 億 5,656 万 4,475 円。前年度の増減額といたしましては、1,225 万 9,579 円ございました。 ページを送っていただきまして、30 ページをお願いします。歳出の状況でございますが、令和 5 年度支出済額 11 億 9,151 万 8,305 円。款別の前年度の比較につきましては、1 款「総務費」から 6 款「予備費」まで合計いたしまして、

	11 億 9,151 万 8,305 円でした。前年度の増減額といたしましては、16 万 7,019 円の減となっております。事業概要の前年度の比較等は記載してあるとおり、サービス利用者が、在宅では令和 5 年度 380 人、前年に比べまして 28 人の増。施設に関しましては 147 名で、前年度と比べまして 8 人の減となっております。 続きましてサービス事業勘定でございます。ページは 31 ページ隣のページになります。歳入の状況ですが、令和 5 年度収入済額 353 万 2,578 円。款別前年度比といたしましては、1 款「サービス収入」から 3 款「繰越金」まで合計いたしまして、353 万 2,578 円。前年度の増減額といたしまして 100 万 2,521 円。 歳出の状況はご覧のとおりで、款別で 1 款「サービス事業費」合計額といたしまして 353 万 2,578 円でした。増減額も歳入と同様でございます。認第 4 号の説明は以上となります。
野 木 議 長	紺田暮らし環境整備課長。
紺 田 暮らし環境 整備課長	失礼します。認第 5 号「令和 5 年度吉野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」決算説明書の 32 ページ、33 ページについて説明させていただきます。 歳入の状況でございます。令和 5 年度収入済額といたしまして、2 億 1,881 万 5,890 円でございます。歳入の内訳といたしまして、1 款「分担金及び負担金」から 7 款「町債」までの合計額といたしまして、2 億 1,881 万 5,890 円でございます。対前年度比といたしまして、3,240 万 8,797 円の減でございます。 歳出の状況でございます。支出済額といたしまして、2 億 1,881 万 5,890 円でございます。内訳といたしまして、1 款「下水道事業費」及び 2 款「公債費」の合計額といたしまして、2 億 1,881 万 5,890 円でございます。対前年度比といたしまして、3,240 万 8,797 円の減でございます。事業概要につきましてはお示しのとおりでございます。 続きまして、認第 6 号 令和 5 年度吉野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。 歳入の状況でございます。令和 5 年度収入済額としまして、3,154 万 9,221

	円。歳入内訳といたしまして、1 款「使用料及び手数料」から 5 款「町債」までの合計額といたしまして、3,154 万 9,221 円。対前年度比 175 万 8,221 円の増でございます。 歳出の状況でございます。支出済額としまして 3,070 万 4,921 円。歳出の内訳といたしまして、1 款「農業集落排水事業費」から 2 款「公債費」までの合計額といたしまして、3,070 万 4,921 円。対前年度比といたしまして、205 万 9,287 円の増でございます。実質収支につきましては、84 万 4,300 円となっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。
野 木 議 長	辰巳上水道推進室長。
辰巳上水道 推 進 室 長	失礼します。歳入歳出決算説明書の 36 ページをお願いしたいと思います。 認第 7 号「令和 5 年度吉野町水道事業特別会計の欠損金処理及び決算の認定について」説明させていただきます。 決算の概要でございます。収益的収入及び支出、収入でございます。水道事業収益といたしまして、令和 5 年度決算 3 億 8,027 万 4,099 円。支出でございます。水道事業費用 3 億 6,333 万 1,636 円。 続きまして、資本的収入及び支出でございます。資本的収入 1 億 7,188 万 6,641 円。支出でございます。3 億 1,870 万 8,308 円となっております。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1 億 4,682 万 1,667 円は、当年度分損益勘定留保資金 1 億 3,565 万 4,411 円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,116 万 7,256 円で補填しました。 前のページ 35 ページをお願いしたいと思います。令和 5 年度の欠損金処理計算書でございます。繰越欠損金といたしまして、マイナス 1 億 370 万 3,696 円となっております。 業務の概要でございます。給水人口が 5 年度 3 月末で 5,915 人。1 番下段でございます有収率 73.73%。4 年度と比べましてマイナス 0.13%となっております。供給単価でございます。238.55 円。1 立米当たりとなっております。給水原価 525.40 円。1 立米当たりとなっております。

野 木 議 長	37 ページお願いします。企業債の概要でございます。本年度末の残高といたしまして、19 億 8,951 万 2,621 円となっております。以上、認第 7 号のご説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いします。 ただ今の各会計歳入歳出決算の監査報告を山本監査委員にお願いいたします。
山 本 監 査 委 員	監査報告を申し上げます。去る 8 月 5 日に地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、令和 5 年度吉野町一般会計、特別会計の各決算に関する決算審査並びに令和 5 年度決算に基づく財政健全化審査を、また地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、令和 5 年度吉野町水道事業特別会計に関する決算審査を木村監査委員とともに実施をいたしましたのでその報告をいたします。 審査の結果、 1 歳入歳出簿等の関係帳簿は全て正確であった。 2 各収支とも決算内容は法に触れるものがないと認める。 3 歳入歳出とも適正に行われており、全て予算に適合しているものと認める。 4 決算内容は正確に処理されており、誤りがないものと認める。 5 歳計現金の管理状況は万全かつ適正な管理を行っているものと認める。 6 財政健全化審査における実質公債比率については早期健全化基準を下回り、おおむね適正である。 7 将来負担比率については早期健全化基準と比較するとこれを下回り、おおむね適正であるとの結果でありました。 なお、第 5 次総合計画を念頭に置き、今まで掲げてきた目標の達成状況や効果検証を行い、外部施策評価も含めその検証結果をわかりやすく町民に説明をいただくようお願いをいたします。また、今後の地方財政が一層厳しくなる見通しの中で決算結果を総括し、これを生かして既存事業、新規事業を問わず、その目的や期待される効果と検証を明記した上で、長期的な財政計画と整合のとれた各種施策の推進と行政運営に努めていただくことを要望いたします。

	監査委員として以上の意見を付して、令和 5 年度吉野町一般会計及び特別会計並びに吉野町水道事業特別会計の歳入歳出決算等の審査報告を終わります。
野 木 議 長	上程いたしました各会計歳入歳出決算について質疑を求めます。 上滝議員。
上 滝 議 員	先ほど来から担当課長のほうから、令和 5 年度の決算報告を丁寧にご説明いたしました。簡単な質問、国民健康保険税と後期高齢者の関係の質問をさせていただきます。介護保険料については、一般質問のときに話させていただきますので。 実は、私も勉強しとるつもりでございますけれども、令和 5 年度の国民健康保険料の中に後期高齢者があるのかないか。それは別もんであるのかどうかということが 1 点。別々であるんやったら、国民健康保険税の繰越基金額がどのくらいあるのかどうか。あるいは後期高齢者の繰越基金額がどれほどあるのか。再度ご説明願います。
野 木 議 長	玉村町民税務課長。
玉 村 町 民 税 務 課 長	失礼いたします。ただいま上滝議員さんからご質問がございました国民健康保険税でございますが、国民健康保険税の内訳の中に、医療費分、後期高齢者支援分、介護分とございまして、後期高齢者を支援するためのものとして、所得割、均等割、平等割が課税されております。今年度は所得割が 3.27%、前年度より 0.06%減額。均等割は被保険者 1 人につき 1 万 1,500 円で、前年度より 200 円の増額。平等割が 8,400 円、こちらは前年度と変わりございません。こちらのほうで後期高齢者を支援する分として課税されております。国民健康保険税に関しましては、県下統一で運営されておりますので基金はありません。 後期も県で運営されておりますのでそちらのほうで。うちのほうで徴収したものは県のほうに納めさせていただいて、そちらで運営させていただいております。基金は市町村では持っておりません。

上 滝 議 員	なるほど。わかりました。
野 木 議 長	よろしいか。
上 滝 議 員	はい。
野 木 議 長	ほかにございませんか。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 認第 1 号から認第 7 号については、予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって、認第 1 号から認第 7 号については、予算決算特別委員会に付託することにいたします。 続いて、一般質問に入りたいと思いますが、準備の関係がございますので、しばらくお待ちください。 再開いたします。 日程 24 一般質問に入ります。 藤本昌義議員より出されております (1) 後期基本計画策定のための住民アンケートについて (2) クーリングシェルターのような避難施設設置について の一般質問をお願いします。 藤本議員。

藤本議員	2 番 藤本でございます。一般質問の許可をいただきありがとうございます。 私の質問二つありまして、まず質問 1 の 1 番目のほうからご説明いたします。 1 番目は、後期基本計画策定のための住民アンケートということです。一般的な住民アンケートについて、このような本会議の一般質問で行うことはないですが、この一般質問は、第 5 次吉野町総合計画の中の後期基本計画策定に重要な関わりを持つから、一般質問をさせていただきます。 まず、この質問に至った背景をご説明させていただきます。7 月の終わりぐらいから 8 月にかけて、多分、吉野町の 18 歳以上の住民 2,000 人を対象としたアンケート実施を行っているはずです。そして我が家にも、妻と息子に 2 通きました。ただ息子は仕事の関係上、転勤して吉野町におりませんので、息子の分とこれを意思疎通して、アンケートを書くということが難しかったので、なかなか提出出来ませんでした。妻については、質問内容難しいなと言いつつも、何とか提出した次第でございます。私の知り合いの中に、6 人家族で 5 通届いたという家があります。確率から言えば物すごく高いと。これ、一応、無作為に出しているということですが、やっぱり住民の皆さんの中には、これ本当に無作為なのかという不安を持っておられる方が多い。そして、個人を特定しませんよというような中身で、アンケートを実施していますが、封筒の中には、今ですから文章じゃなくてネットでできるような形になっていて、あなたの ID 番号は幾らですというような表記がされています。そしてまた、送られてきた封筒のタックシールの片隅に何の数字だろうというような数字、我が家には 330 という数字が記載されていました。それで、なおさら、個人特定をしているのではないかと不安を持っている住民さんがたくさんいるのを私の耳に入ってきています。そして質問の中身にも、最初の 1、2 ページは、個人の情報に関わるような、男性ですか女性ですか、年代いくらですか、どこにお住まいですか、お仕事はとかいうような内容の記載をされていた。私もこの質問を見ました。例えば 3 ページから 5 ページはかなり難しい内容の質問です。だから妻もわからないという答え多いわって。要は質問内容の意図自身がわからないというような感じになっています。そういうことからして、本当にこのアンケートが、後期基本策定に有効に活用できるかという疑問もありまして、今回
------	--

	一般質問させていただきますという背景があります。 そして、まずお聞きしたいのは、この調査の実施に関しまして無作為であると言っていますが、本当にどういった無作為なのか。例えば、町の職員とか、町関係者は外した上でやっているのか、もしくは世帯にやっているのか。そして、これ一応回答期限が8月26日になっています。それからもう結構たってますので、現時点での回答率、そしてこの質問をどのようにして決めたのか。これ多分策定支援業務の委託を出していますので、その委託業者とも関わっているということなので、まず、この3点について質問しますのでお答えください。
野 木 議 長	小原参事。
小 原 参 事	ただいまご質問いただきました、第5次吉野町総合計画でございますけども、まず、本町におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画としまして、前期後期に分けて作成しております。現在、今年度、来年度にかけて2か年で後期計画をつくるということで作業を進めているところでございます。 まず、1点目ですが、計画策定に当たってアンケートの件でございますけども、7月31日より8月26日の間に、住民アンケートのほうを実施させていただきました。対象は令和6年6月1日時点で、吉野町の住民基本台帳に登録されている18歳以上の住民の中から、システムによって2,000名を無作為で抽出するものでございまして、その方々に調査票を郵送したものでございます。無作為ですので何か操作をしたということはございません。回答方法は、紙を返送していただくもしくはWebのいずれかということで、させていただいていますが、調査対象が個人単位になっておりますので、先ほど議員がお述べになったように、場合によっては複数が一つの世帯に届くということもあろうかと思えます。 アンケートの回答率でございますけども、現時点で郵送で24.3%。Webのほうは10.9%、合計で35.2%となっております。前期計画のときの回答率のほうですが45.5%。その前の第4次計画の後期、10年前ですがこちらが57.3%に

	なっておりまして、これらに比べまして最終的に低い回答率になることが見込まれております。 質問内容をどう決めるのだというところですけども、まず前期計画との整合性も考慮しまして、担当課の政策戦略課を中心としまして、庁内全所属に前回の質問内容の修正追加というのをまずかけます。それから、政策戦略課と策定支援業務の委託先との間で質問数とか内容などを精査しまして、その上で改めて庁内の所属に確認をしてもらいまして質問内容を確定させております。 委託ですけども内容としましては、社会動向調査、それから現行計画の検証、またアンケートを含めた基礎調査、計画の骨子案、原案の作成、それから会議等の運営資料の作成などをお願いしております。 町の意向の反映につきましては、委託事業者による町長に対してのヒアリングを行っておりまして、また骨子案、原案に対する過程で、庁内担当課とも調整しておりますので、町としての方針を反映させていただいております。ただ質問内容が難しいとか、多いということは我々のほうもちょっと把握しておりまして、担当としましては行政の専門用語が結構含まれているというところで、もう少しわかりやすい表現とか、工夫の余地があったんじゃないかというふうに今現時点で考えております。先ほど申し上げましたように、アンケートの回答率もこれまでに比べてちょっと低い数値になっておることもございますので、質問項目とか、表現につきまして町民の皆様にはしっかりご理解いただける内容を、今後検討していきたいと思っております。また、質問の量とかアンケートの対象につきましても、皆様のご意見を酌み取りながらやっていけるようにちょっと研究していきたいと考えております。
野 木 議 長	藤本議員。
藤 本 議 員	ご説明ありがとうございます。今回私この一般質問をして、もしかしたら、今中継を見られてて、1人でも多くの方が、まだ出していいんやったら出そうかなと思ってくれたら一番いいんですけれども、まだ時間がございます。できるだけ多くの方の住民の皆様の意見を反映するために、これからどういよう

	な手法でもって、例えばアンケートなり住民の意見を聞いていくのか。もうこれ、このアンケートで終わりではないというふうに思っていますので、これからの方法、何かあるのか、ちょっとその辺お聞きしたいんですけども。例えば、個人情報とは全然要らないです。例えば、運動しているその団体集団のところに行ってちょっとだけ、5分ぐらい意見を聞く、もしくは病院で待合の間に、ちょっと5分ぐらいお聞かせしてください言うたら、多分それなら聞けると思うんです。だから、病院に来ている人はこんな傾向にあるよとか、スポーツしている人はこんな傾向にある、老人会の皆さんはこういう傾向があるというふうに、見えてくるのではないのかなというふうに私も考えています。ですから、これからどういうこのアンケートを展開していくのか、計画があれば教えてください。
野 木 議 長	小原参事。
小 原 参 事	現時点で次回に向けてアンケートの計画というものはまだ持ち合わせておりませんが、今ご提案ございましたように、それぞれ、運動されている方であるとか、病院を利用されている方であるとか、そういう方々にスポットを当てたアンケートというのができるのかどうか。ちょっとサンプル数とかの加減もありますので、その辺につきましては統計的に活用できるかどうかというのはまた、研究しながら進めていきたいと思っております。 また、今回 Web での回答というのもやりましたが、意外と私の印象では低い印象がありまして、ちょっとその辺のやり方も質問が多過ぎるのかどうかとか、その辺も含めて今回のアンケートの結果というのを分析いたしまして、具体的に検討していきたいと考えております。以上です。
野 木 議 長	藤本議員。
藤 本 議 員	今、小原参事がおっしゃったように、やはり質問内容というのがかなり難し

かったんで私も拝見させていただきました。多分これ、一般の人に理解して言うても難しいような表現のところもございました。ですからできるだけ表現をわかりやすく、アンケートが負担とならないような項目にさせていただきたい。実際私、妻がやっているのを見て、途中からもうしんどなって一旦やめますと、日改めてやりました。やっぱりそれでもわからないという回答のほうが多いのかなあというふうな気がしました。できるだけ住民に寄り添った形の表現で、アンケートっていうのをとるべきなんだろうなあというふうに思います。その辺は多分、役所の皆さんというのはどちらかと言ったら難しく表現をする傾向にありますので、そこだけはちょっとお気をつけていただきたいというふうに感じております。

そしたら2番目のほうの質問に移ります。質問の2番目は、クーリングシェルターのような避難施設設置についてということです。本当にこの夏の異常な暑さ、もう過去最高というような大変な状況でございました。そして、環境省では指定暑熱避難施設、これ広くわかりやすいような一般名称で、クーリングシェルターというふうに呼んでおられます。熱中症の特別警戒アラートが出たときには、このクーリングシェルターを利用して涼んでくださいねというような場所です。奈良県内で見てみますと、県内の12市全部には設けております。町村においては9町。上牧、王寺、広陵、盆地に多い町です。どういう場所で作っておるのかというのは、ホームページ等で公開してしまして当然役所の一部もありますし、郵便局を利用している。民間施設を利用している。本当にこういうのが今大事なのかなというふうに感じてて、吉野町ではこのクーリングシェルターとか、そういう避難場所っていう、防災の避難場所じゃなくって、一時的なしのぎ場所というような避難について、どういうふうに検討したのか。検討してなかったら検討してないで結構ですが、その経緯をちょっとお聞かせ願えますでしょうか。

野木議長

中井町長。

中井町長

藤本議員のクーリングシェルターの避難所設置についてご答弁をさせていた

	だきたいと思います。おっしゃるとおり、熱中症警戒アラートから今年の4月24日に、熱中症特別警戒アラートの運用が開始いたしました。それだけ温暖化が進んでるということで、この件につきましては、庁内の参事課長会、また政策会議等で、特に6月の参事課長会でも学校行事、そしてまた、イベントの実施判断など、これが影響してくるということでの対応も含めて指示をさせていただきました。その中で現実的には、今クリーンシェルターの設置という形での公表は、令和6年度においてはされてございませんけれども、その件につきましていろんな高齢者の方々が待つ場所で、いちばん懸念してたのは、やはりエリアが広いということと、移動のときにいちばん影響が出るのではないのかな。特に今デマンドバスになったりして、そういったときに待つ場所が非常にやっぱり近くにないということもあります。役場庁舎の前であれば、公民館のほうで待機してくださいというふうな周知はできますが、ほかのところは出来ない、そういったところを、今後どうしていくかっていう検討はされてました。それと同時に、民間ですが町内に七つの郵便局がございます。ここはオープン公開にはしませんが、連携協定も含めてですが営業時間内には、そこで休んでくださいというふうな形の連携は出来ておりました。今後、来年にも向けてですけれども、今みたいな民間との連携できる施設、そしてまた、町内の施設でバス停とかそれ以外のところもそうですが、高齢者の方が特に危険の高いところについては、検証しながら一つでも二つでも公表できるような形で取り組んでいきたいなというふうに考えております。詳細とか、もう少し深い件につきましては、担当課よりお答えをさせていただきます。
野木議長	戸毛総務課長。
戸毛 総務課長	失礼いたします。先ほど町長からご答弁をさせていただいたことがほぼほぼではございますが、一部、補足という形でご説明をしておきたいと思います。 先ほどございましたように、本年の令和6年4月1日から新たに、熱中症特別警戒情報の創設、それから市町村長による、指定暑熱避難施設の指定制度が創設されておるということで、先ほど藤本議員からもありましたように、これ

を今後指定していくというふうに考えております。ただ、先ほど町長からもありましたように、まず、吉野町の場合は、例えば畑でいらっしゃるとか、そういう方を見かけたときに、まず家に入っていただくようなことが必要だろうと。また、特に、熱中症特別警戒アラートが出たときに、まずそれをお知らせするというようなことに本年度は注力をすべきではないかというようなこともございましたので、7月5日付で、町の総務課のほうから各区長様に対しまして、そういう方を見かけたときは、できるだけ避難を呼びかけてほしい。また、涼しいところに誘導をしていただきたいというようなところから、対策を講じてきたところでございます。先ほどありましたように、郵便局のほうからも申出がございましたので、そちらのほうも、まだ周知を十分に出来ておりません。今後、次年度以降、だんだん暑さにやられてくる季節であります。次年度にも踏まえましても、公共施設がいつでも入っていただけますよとか、いろんな形で、また、課題としては先ほど申しましたように、バスをお待ちの方をどうするかとか、その辺りはもう少し改善をしなければならないかなというふうに思います。

情報ツールはたくさんございますので、そういうことを通じて、とにかく暑いときは、外に出ない、若しくは屋外にいる場合は避難をしていただくということも含めて対応を進めてまいりたいと思います。以上でございます。

野 木 議 長

藤本議員。

藤 本 議 員

取りあえず検討したけれども、実際今のところ、そういうようには指定していないということですね。

クーリングシェルターとか、環境省はこれ一般名称ですけど、指定暑熱避難施設とか、難しい名前です。これも僕は難しい名前と思ってるんですよ。普通に吉野町涼みどころとかね。雨宿り場所とかね。何か自分でも分かるような形で入りやすいねなあって。例えば、吉野運動公園体育館のロビー結構広いです。夏場はやっぱり暑いのでクーラーとか入れてます。そしたら、あこへ涼みに来ることでも可能ですが、運動もしないのにあこへ行っているのかどうかかわらな

	い住民さんもいてるんですね。特に、そこで運動してて、かなりこれ危ないな言うたら無理やりにでも、体育入ってくださいとかというような放送もできると思うので、本当にそういう箇所を細かく、やっぱり吉野町内の場所、各地につくってしていただきたいなあというふうに思っています。これ熱中症だけじゃなくて昨今のゲリラ豪雨すごいです。当然雨宿り場所って、役場来てたら中央公民館に皆さん行くと思いますが、そういうところも含めて、住民もしくは、来町者、観光でも何でもいいんですが、吉野町はこういうような取組をしてるねなっていう、いいPRになると思うので、是非とも来年にはこのことができるようお願いしたいなというふうに思います。一般質問をお願いするのも変ですが、しっかりと考えていただきたいというのが、私の一般質問ですのでこれで終わります。以上です。
野 木 議 長	続いて、西澤巧平議員より出されております (1) スポーツを通した関係人口について (2) 道の駅のような施設の整備について (3) 6月の一般質問に対する結果と結論について の一般質問をお願いします。 西澤議員。
西 澤 議 員	9 番 西澤です。今回はスポーツを通した関係人口について、2 番に道の駅のような施設の整備について、3 番目に6月に一般の質問させていただいた選管の上議員の不正受給に対する結果と報告についてお伺いします。 まず、今年7月に東京都知事の、私と同年の小池百合子さんが3期目の当選をされました。小池さんは、これからはスピードアップとバージョンアップをしていきたいとおっしゃっております。 さて、中井町長も2期目を精力的に、安全で安心な吉野町づくりに取り組んでおられる姿勢は頼もしく感じております。吉野町も、是非、スピードアップとバージョンアップに期待をいたします。また、直近の懸案でありました庁舎建設については、一定の方向性がまとまったと聞いております。我々議員とし

でも、いつどこで起こるかわからない地震や豪雨に備えて、住民の一人一人の命を守ることが最重要使命です。その中心である役場庁舎が危機的な状況では、町民を守ることが出来ないと思います。この歩みをとめるようなことのないように、急速な整備のために前向きな議論を議会でも重ねていきたいと思います。私的な思惑や反対のための反対等がないように、住民の皆さんにも議会を厳しく見守っていただきたいと思っております。

町長のさらなる奮闘にエールを送って、さて、今回の質問ですが、6月の一般質問でも少し触れましたが、消滅可能自治体リストが公表され、吉野町にとっても非常にセンセーショナルなランキングでありました。そもそもこの調査は、出産する年代の女性人口が減ると子供や若い人が減っていき、最終的には住む人がいなくなるのではないかという考えがもとになって、一面的な指標をもって消滅を判断するのは、これまで地域の再生に取り組んできた私たちにとっては、異存のあるところであると思います。しかしながら、吉野町に対する敬礼であることは謙虚に受け止めなければならないと思います。また、この調査にはその地域の魅力や、関係する町内外の人の愛着や思いといった、心の機微といったことは加味されておられません。

吉野町を住みよいふるさととして、後世に残していくためには、町外の人々の力、いわゆる関係人口も一つの重要な要素であると思います。総務省の定義では、その地域に親族が住んでいる人、仕事で訪れている人、短期滞在している人など、継続的、または複数回訪れたことある人を総括して関係人口としています。例えば、観光等で一度だけ訪れたことのある人は交流人口となりますが、何度もリピーターとして訪れる人は関係人口となります。関係人口は、地域には何度も訪れて関りが強くなっていくうちに、その地域への親しみや思いが深くなり、将来的には定住化につながるという、人の心の機微もあわせて定義されています。急速な過疎と高齢化に喘ぐ吉野町にとって、この関係人口を創出することで将来的なまちのにぎわいや人口の増加につながるのではないかと考えます。

そこで質問ですが、関係人口の創出の大きな資源の一つとして運動公園が挙げられます。この施設は、町民の社会体育施設として運営されていますが、津

	風呂湖を含む第2の観光拠点として大きな可能性を秘めております。現状の町内中心の事業から、町外の人も巻き込んだ事業展開が可能となれば、あえて誤解を恐れずに申し上げれば、教育施設から観光施設へのシフトチェンジも視野に入れた改革が実施されれば、吉野山の観光、リバーフィールドを中心とした吉野川観光、国栖や今後整備されるであろう宮滝遺跡周辺の観光にもたらす相乗的な効果は計り知れないものがあると考えます。加えてこのような改革と同時進行することで、莫大な資金が投じられた今まで、カヌー広場や、ワールドマスターズゲームの取組の本当の価値が出てくると思います。そこで町長にお聞きしたいと思いますが何かお考えありますか。
野木議長	中井町長。
中井町長	西澤議員のご質問にお答えをさせていただきます。スポーツを通した関係人口でございますけれども、大きな視点でいろいろと、ご質問の中にいろいろな提案的なことも含めていただいたかなというふうに思います。まず、前提になりますが、2期目でございますけれども、非常に大きな課題が目の前にあります。と同時に、それを一気に片づけないといけないというのが、今の吉野町の状況ではないかなというふうに思っています。先ほど質問の中にもありましたように、庁舎と旧吉野小学校跡地利活用、これが一つのやはり、今スピード感を持ってバージョンアップしなければならない大きなテーマの一つでございます。そこに関連する中で、今関係人口の創出であったり、スポーツを基軸にした切り口で、いろんな事業を展開すればということであったかと思います。 私の中で少しお話をさせていただきたいと思います。まず、消滅可能性都市という質問の中にもありましたが、恐らく今までこの地域でやられてきた活動した方とか、過疎地域の人があの言葉に、非常にこう希望がなくなるというか、そういうのがあるかなというふうに思います。ただ一つ、最近、可住地面積、可住地人口密度という見方がありまして、これは、実際に山間地域、過疎地域では森林とか湖とか田畑、そういう住めないエリアを引いた形で、実際に可住地面積という人口密度をあらわしているのがあります。そうなってくるとドイ

ツとか、いろいろ国レベルになりますが、非常に同等レベルになったりとか、希望が少し、人が減るからもう駄目だっていう発想を変えられる可能性があるかなというふうに思ってます。その中で、一つ、そういったことも視野に入れながら、人口ベースだけではなくて、ちょっと希望を持った可能性を小さな積み重ねしながら共有ができるような取組をしていきたい。その一つが、今おっしゃっていただいたような津風呂湖、そしてまた運動公園施設になってこようなというふうに思います。ここは、実際に、先ほど関係人口の話ありましたが、今運動公園、カヌー施設というのは、行政報告の中でも少しありましたけれども、本山町とか土佐町のように、モンベルという民間と連携しながら、アウトヴィレージ構想を持ってきたと。吉野にとってみたら、そこと、今後、リバーフィールドの先ほどおっしゃっていただいたとこ、その前は旧吉野小学校跡地があります。だから、そこと連動しながら、リバーヴィレージみたいな構想を持っていくというのは、恐らく運動公園と連動できるかなというふうに思ってます。

視点の違いですが、教育施設から観光施設というのも、これ実はあのカヌーをワールドマスタース大会をするまでずっとその部局がまわってたんですね。ですから、今部活として教育委員会施設が持っている。でも、途中からマスターズが伸びて、やはりその合宿とか、企業研修とか、観光要素を取り入れようと思うと、部局を変えていきながら、ビューローとうまいこと連携しながらとかやっていかないと、ここは民間の力をもっと吸収出来ないかと連携出来ないなというところは、常々感じてました。ですから、その礎を組むためにも、今回、地域資源のこの津風呂湖、そしてまた運動公園を民間と連携出来ながらやっていく構想を持っていくための、吉野町の今の資源、連携企業、まだまだこれからですが、五條との連携とか、また、奈良県の中で企業名を出しますが、モンベルさんとかであれば、ジャパンエコトラックとか、シートゥーサミットという形で広いエリアを共有しながら、そこの地域に入ってくるということも今、連携の中で出てくる可能性あるかなというふうに思ってます。それと同時に、今ある企業でいくと、グランデージさん、これが今、どういう形になっていくか、今会員さんとのやりとりもあります。あと奈良クラブさん。奈良クラ

西澤議員	ブとかと連携があろうかなというふうに思ってますので、是非そんな企業と連携しながら、このスポーツ施設を観光施設の要素を取り入れた形で進んでまいりたいなというふうに思ってます。少し長くなりました。 ありがとうございました。 次に、具体的な整備についてほんの一部だけ提案をさせていただきたいと思います。まず、運動公園の充実についてですが、プール跡地に、夜間の使用が可能な多目的スポーツエリア、例えば、フットサルやスケートボード、ビーチバレーといったような整備とかね。今は野球場のナイター設備は消えておりますが、あれをちゃんと修繕して使えるようにとか、トレーニングルームの器具を充実するとかね。津風呂湖周辺のグランピングやバーベキュー、そういうことによってアウトドア防災活用できるんじゃないかと思えますし、働き方改革などによって残業が減ってきて、ライフスタイルも変化し、夜間の余暇時間が増えております。このような、生活スタイルに合わせて夜間の運営、体験を検討していただいたらなあと思います。実施に当たっては、きめ細やかな検討が必要ですが、このような具体的な整備について何かお考えがあれば。短くやってください。よろしく。
野木議長	中井町長。
中井町長	具体的な話でございます。プール跡地というのは、これ2011年からずっと閉鎖しています。そこから、やっぱりこの活用を考えていかないといけない。先ほど少し民間の力というのもありました。この動くタイミングかなと思ってます。旧吉野小学校跡地であったり、庁舎整備が進む中で、今ふるさとの集いもこの秋にさせていただきます。恐らく、そういったところの民の力を活用させていただきながら、可能性がどれだけあるかということ、このプール跡地とか、そしてまた、陸上競技場、周辺地域、周辺エリアの土地も含めて考えていきたいなというふうに思っていますので、ここもある程度具体的に応募していったりとか、提案を募集していったりとか、そういう形で進めてまいりたいな

野 木 議 長	というふうに思っています。
西 澤 議 員	西澤議員。 是非よろしくをお願いします。 次に、道の駅のような整備についてですけど、関係人口のにぎわいの創出という、もう一つの提案をしたいと思います。 町内外の人は物流や情報発信の交流ができる道の駅のような整備の提案ですが、近くでは黒滝村の道の駅が大変にぎわっています。天川村への観光やキャンプの行き帰りに立ち寄ることが多いようですが、天川村では車を長く止めるところがないようで、広い場所が少ないということで、また、黒滝村の道の駅では、開放的な広い駐車場やすぐさまに子供が安心して遊べるような小川が流れており、子供も連れて家族での遊びのにぎわっております。 近くにはこういった見本もありますので、吉野町でも町内外の人の交流や、特産品の物流の拠点施設として、道の駅のような施設を整備してはと思います。最初は小さくてもいいので、民間主導で役場がサポートするような形が、私はいいのではないかと思います。場所や運営の方法、詳細については、人の流れ等の立地条件を考慮して、県と計画していただけたらと思いますが、町長何か考えがありましたら、よろしくお願いします。
野 木 議 長	中井町長。
中 井 町 長	この道の駅もにぎわいの拠点の一つ、交流という拠点の一つになってます。特に今日の奈良のほうでも防災道の駅という形でも、大きくなればそこまでなろうかなというふうに思います。ただ、吉野町の場合土地の問題とかどこがその交流の場所という、過去の経緯も含めていろいろこうあるわけですが、私は先ほどおっしゃっていただいた道の駅とかまちの駅というのものもあるんですね。ですから、今ある庁舎に基づいて、まちづくり全体を考えてくれというふうな答申になっていますから、交流拠点であったり、そういうにぎわいの

	拠点、物産であったりとか、そういう場所をつくっていくためには、先ほどちょっと何回も言うんですけれども、今回民の力を借りやなあかんかなというふうに思ってます。それが今、いろんな意味でのチャンスの施しかなというふうに思ってますので、少しでもそういう意識を持って、また逆にそういう思いがあれば提供させていただくような土地の準備とか、そういうことも準備しておきたいなというふうに思ってます。できれば、今ある資源の中で、少し小さくても見える形をつくっていけるように、努力してまいりたいなというふうに思ってます。
西澤議員	はい、ありがとうございます。
野木議長	西澤議員。
西澤議員	関係人口や交流人口を増やして、まちのにぎわいを創出するために二つの提案を行いました。既存の施設の有効利用と、新たな取組を行うことにより、地域以外の人たちが吉野町に訪れていただき、町がにぎわい活性化することを祈っております。まちのにぎわいを出すためには、我がまちの隠れた魅力やまちの宝を見つけ出す、あるいは体験していただく、そのような政策を講じることが新たな観光施策として、今、求められておりますので、できればスピード感を持って検討いただきたいと思います。 3番目に、前回の一般質問の回答いただくわけですが、6月の一般質問で1月の補欠選挙で、上麻里議員の補欠選挙における経費の不正受給について質問いたしました。その後、調査結果と対応について、詳しく担当の総務課長のほうから報告願います。
野木議長	はい、戸毛総務課長。
戸毛 総務課長	失礼いたします。それでは、今ご質問にありましたことについてご説明を申し上げます。

まず、大きな概要といたしまして、6月の一般質問におきまして、令和6年1月の選挙における先ほど調査依頼のありました選挙の中で、公費負担分、いわゆる特に燃料費に係る公費負担分について、一部、公費負担の対象にならないものが含まれておるのではないかなというようなご指摘、またそれに基づく資料もご提出をいただきまして、それをもってまず、吉野町の選挙管理委員会のほうで、その対応について考えるという流れがいちばん最初でございます。なお、この公費負担の制度について簡単にご説明をしておきますけども、いわゆる町の選挙に限らず、選挙があった場合の公費負担につきましては、選挙管理委員会のほうに今の燃料費でしたら、当該のいわゆる給油事業所から吉野町の選挙管理委員会のほうに、対象分の請求書が来るというような形で、それを最終、町のほうから補助金という形で業者のほうにお支払いをするというようにたてつけになっております。そのたてつけもございますので、この調査につきましては、選挙管理委員会から町のほうに調査経過報告書が提出をされておりますので、その内容についてこれからご説明をさせていただきたいと思っております。

依頼内容等につきましては今言いましたように、令和6年1月に執行されました選挙において、公費負担分燃料給付に係る分について選挙用自動車だけではなく、そのほかの自動車に給油をされたのではないかなというようなことが、大きな問題として指摘を受けております。町の選挙管理委員会からの報告によりますと、依頼の要旨から令和6年1月に執行されました選挙の公費負担、燃料供給に係る部分について、違法不法な点がなかったかについて調査対象事項として調査を進めることとなりました。関係人といましては、本件調査に係る燃料公費負担の申請者、それから、いわゆる燃料を供給いたしました選挙用自動車の事業者となっております。関係人の調査といまして、依頼事項について調査のための文書による調査を実施する予定でありましたが、申請者、いわゆる公費負担の申請者本人から、本件の返還申出に至った経緯報告書が提出され、返還したいという旨の申出もあったことから、本件を同一案件として、選挙管理委員会として調査を進めることとなりました。調査の結果といいますか調査の結果に至るまでの、まず日程的なことだけ先にご説明をいたします。一般質問を踏まえまして、そこからいろいろな対応を事務局のほう、また選挙

	管理委員会のご指導もいただきまして、7月5日に第1回の選挙管理委員会を開き、今先ほど申しましたように、これを調査対象とするというような形で進めております。その中で、本件を調査するに当たりまして公平を期すために、選挙管理委員会から1名委員を選任いただきまして、事務局とともに関係人調査に入るということを確認いたしました。同日、給油事業者に対しまして、本件の内容の事実関係といたしますか調査内容が整理出来ておりましたので、事業者について聞き取り調査を行いました。7月16日に申請者ご本人から役場のほうにお越しをいただきまして、事務局並びに選任されました選挙管理委員会の委員の方3名で、弁明、もしくは申出の至った経緯についてのご説明を求めました。それを受けまして、町の選挙管理委員会のほうでは、後ほどの結果とともに申し上げますが、今回の事象について警察の捜査機関についても、公職選挙法刑法等に当たる可能性がないかについての確認もいたしました。
西澤議員	時間なくなってきたから、結果の報告をお願いします。
戸毛 総務課長	わかりました。そうしましたら結果だけ報告をさせていただきます。 調査の結果合意により、本件の調査につきましては、給油自体は2台に入れているということを事実確認しております。但し、故意であるか否かについて調査を行いましたが、本人からの返還の申出があること、また、詐欺等に当たる場合については、本人の申出等がないとか、もしくは立証する物証がいるとかというような警察機関のことがあるということ、また、申請人本人から選挙期間中の事務手続といたしますか選挙体制の不備によるものであるということも踏まえまして、結果としては、申請そのものは誤りであると選挙管理委員会でも事実付けておりますので、町のほうに対して当該部分8,184円の給油分については、返還命令を町のほうから出す旨の調査計画をいただき、8月14日に当該申請者に返還命令を出しまして、8月23日に入金を確認しておるところでございます。なお、返還命令書には、今回のことが事務手続のミスであったとはいえ本来の選挙の趣旨からも考えて、今後厳重に注意するようというものを付しております。以上です。

野 木 議 長	西澤議員。
西 澤 議 員	大体わかりました。 ほっといたらもう時間なくなると思い止めましたけど。 これはね、全額町民の税金ですわ。国会議員は国費、県会は県費ですよ。これ町民の貴重な血税ですからね。議員として、あつてはならないことをしたわけであります。吉野町は、だまし取られたお金を返してもらったら、罪にはならないということです。これやったらね。そやから上麻里議員にはお咎めなしということであると思います。 そうしたら 8,184 円は 8 月 23 日に返してもらって入金したということですが、あれは令和 5 年度の選挙ですから、今回の決算には上がってきませんわね、入金ね。令和 6 年度の雑入に来年 8,184 円ですか上がってくるわけですね、入金雑入でね。その時また明細も聞かしてもらいますけど。わかりました。 時間もあとなくなつたんで、これ、私たちの暮らしている一般社会、一般常識として金品を不正に、違法に搾取して見つければ返したら済むというような処分はあり得ないことです。これは。ということを一言言い添えて質問を終わります。
野 木 議 長	昼食休憩に入りたいと思います。 再開は午後 1 時からといたします。 (午後 0 時 9 分 休憩) (午後 1 時 00 分 再開) 再開いたします。 続いて、辻内正誠議員より出されております

	(1) 旧吉野小学校跡地のプロポーザル募集資料に関して (2) 防災と減災について（その３）ライフライン の一般質問をお願いします。 辻内議員。
辻内議員	3番 辻内です。一般質問をさせていただきます。今回は、旧吉野小学校利活用のために必要な建築確認書相当の書類と、その書類をつくるための工事費8,400万の債務負担行為、及び募集要項に関する確認、そして防災と減災についての二つについて質問させていただきます。 まず一つ目の質問、旧吉野小学校利活用に関するプロポーザル募集要項について質問、もしくは確認いたします。この件に関しましては、既に募集期間が終わっていますので、本日ここで一般質問することは差し支えないと理解しております。また、質問内容も最終審査の決定には影響のしないような内容だと考えております。もし私の質問内容が最終審査に影響があるようでしたら、その理由を述べていただき回答しなくても結構でございます。 大きく3点ございます。 1点目。基本協定書第10条の1、ここに債務負担行為8,400万のことが記載されております。まず、簡単な質問です。この文章を見ると、建築基準書に相当する工事や書類は、プロポーザルにおいて選ばれた会社が責任を持って実施することと理解しますが、間違っておりますか、あっておりますか、一言でお願いいたします。
野木議長	小原参事。
小原参事	間違えておりません。
野木議長	辻内議員。
辻内議員	私の記憶ですが、当時の小西室長や黒田参事からは、吉野町は8,400万を上

	限に段取りしたいという説明がありましたが、プロポーザルで選ばれた会社が、建築確認書に相当する実施責任を持つという責任はなかったと記憶しております。私は、自分自身が勝手に吉野町が何らかの方法で、建築確認書に相当することができる会社を選定して、吉野町の責任で実施するものと思っておりました。まず、私のプロポーザルで選ばれた会社が実施するという説明がなかったという記憶は正しいでしょうか。小原参事はおられませんでしたので、町長なり副町長から、もしくはわからなければ、今わからないでも結構でございます。一言でお願いいたします。
野 木 議 長	町長。
中 井 町 長	3月、臨時議会、その前の委員会等でも、ずっとこれ説明してきた案件でございますが、プロポーザル、選定事業者が用途、事業提案も含めて出してくるという形でございます。ですから、違うところを、あえてそのまた事業の建築確認をする会社を町が選ぶのではなくて、その事業選定、提案を出したところ、そこがちなんですというふうな形です。詳細に少し言いますと、金額8,400万円上限が工事費、設計に関する負担をすると記載しています。この内容は前にもお伝えしたとおり、金額の詳細はもうやめておきます。実際にですね、このご指摘の金額の妥当性も含めてですが、町と事業者、そしてまた、県等が共同で必要な工程を事業者だけに任せるのではなくて、町と事業者と県とが共同で必要な工程、実施内容等を精査し進めていくという形になってます。ですから事業者による業務終了後、支出した費用の明細書等を提出していただき、内容を精査の上8,400万円の範囲内で必要な額を負担する。従って8,400万円ありきではなく、あくまで適正な金額を町が負担するスキームであるということで、お認めいただいて現在進んでいるところでございます。
野 木 議 長	辻内議員。
辻 内 議 員	今の町長の説明は、私が言いました基本協定書案に書いてあるとおりでござ

いますが、まず私の質問である事業実施者が、プロポーザルで選ばれた会社が、実施するという説明があったのかなかったのか、なかったのならそこに意図はあったのかなかったのかは、この議会の中である委員会のほうで一言で結構です。それで説明をお願いしたいと思います。そして、今町長のおっしゃったとおりなんです。8,400万を超えることは絶対ありません。なぜならば、プロポーザルで選ばれた会社が負担すると、きっちり明記されているからです。しかし、小西室長が当時おっしゃっていましたように、8,400万は吉野町が出す最も高い金額であると。小学校の跡地の建物の使い方、検査方法がうまく合致するような場合、例えば、検査のために壁を壊しますと。そしてその8,400万にはその壊した壁を元どおり修復するという金額も入っていると。ただ、使い方によってはその壁を取ったまま、広い部屋で使うなら、その壁は元どおりにする必要がありませんねと。だから辻内さん6,000万で終わる可能性があるのですという説明でありました。それは、そのとおりかと思いますが、その内容をどう精査するのか。例えば、仮に辻内エンターテイメント株式会社がプロポーザルで選ばれました。辻内エンターテイメント株式会社には、そのような建築のノウハウがございません。友達の中井章太建設株式会社がその書類をつくる能力と工事ができることを知っております。そこで、代表の辻内が中井さんに言いました。中井さん5,000万ぐらいで出来ませんか。何とか考えてみるわ。私は8,400万、言葉悪いですがもらうことができるのですね。私、8,400万の書類をつくったらええんですけども、例えば、9,500万の書類つくったと。そうしたら8,400万やから、1,100万はもう私が負担してると。そういう中で、町は本当に9,500万が正しいという精査を、これが8,000万やったら一生懸命すると思うのです。8,000万も本当にいったんかって。でも、プロポーザルとった会社が8,400万より大きい金額を出してきた場合は、ようやってくれたな。8,400万で1,100万負担してくれたんやなど。こういうふうになる、このことをどういうふうにして証明するのですかと。これ信じるしかないのですが、私その用紙見ましたよ、提出用紙。結論A4 1枚ですわ。1枚か2枚でしたわ。それで本当に8,400万、あるいは私が9,500万請求したその9,500万の内容証明できるっていう保証はあるのですか。どこでどう保証するのですか。説明あ

	れば、今出来なければ出来ないでも結構です。
野 木 議 長	中井町長。
中 井 町 長	先ほど、スキームの部分でご答弁をさせていただいたとおりでございます。事業者が選定されます。その中で、先ほど話したように、その事業者だけに全てを任せるのではなく、町と県が共同で必要な工程実施内容を精査し、そして、そこには必ず県も入ってくるわけです。それがやっぱり建築確認の確認申請書になってくるわけですから、その積算も含めて明細も全部、その３者で見ながら進めていくわけですから、任せっきりでないというところでのチェック機能が働きます。
野 木 議 長	辻内議員。
辻 内 議 員	この質問は幾らやっても、もう押し問答になるだけですのでやめますが、確かに内容はチェックできます。しかし最終的に、１人の人件費の単価などはチェックのしようがないのです。これ会社によって違うから。それが妥当か妥当でないか、１人の人間の給料、給料というか作業代１日３万円ですという会社もあれば５万円ですという会社もあるのです。そうするとこれどうしようもない。チェックのしようがないと。単価の明細までいけば私はそう思うのです。ですから、もう今日はこの金額の質問はしませんが、私はこれからもこの金額については、常に注視していきますのでよろしくお願いいたします。 続きまして２点目です。別紙１の審査項目の調査内容、３、防災機能について、ドクターヘリへの記載がありません。また、プールの防火水槽としての記載がありません。なぜですか。ドクターヘリとかの記載はほかのページにはあります。気づいて記載した会社が高評価を受ける、そういう仕組みですか、ご回答願います。
野 木 議 長	小原参事。

小原 参事	まず、ドクターヘリの記載がないというところのご回答をさせていただきます。今回募集要項を作成するにあたりまして、防災拠点機能も含めて庁内の担当各課と内容の調整をしております。ドクターヘリに関する質問につきましては私のほうからさせていただきます。審査項目にドクターヘリに関する項目がない点につきまして、募集要項の3ページの避難所等の機能維持としまして、グランドを緊急時のドクターヘリ発着場として今後も活用することと記載しております。また、8ページ、グランドの貸付け条件、前提条件としまして、緊急時にドクターヘリが発着できるようにすることを応募の必須条件としておりますので、提案内容の審査以前にまず、募集要項の要件の問題であることから、審査項目の別紙1には項目を入れておりません。以上です。
野木 議長	戸毛課長。
戸 毛 総務課長	続きまして、プールの防火水槽の部分については、総務課絡みますので総務課のほうからお答えをさせていただきたいと思います。 先ほど小原参事からもありましたように、この点につきましては、募集要項の作成に際しまして打合せをしております。吉野小学校のプールについては、現在防火水槽としての位置づけをしておりますが、法的に指定しているものではございません。緊急時に水があったほうがいいだろうということで、プールを置いてあるというような位置づけの防火水槽ということになっておりますので、周辺は消火栓も含めて一定の水利は確保しております。但し、これプールを一旦、例えば壊しますという話になったときは、それも踏まえて消防団のほうの意向も水利はできるだけ確保してほしいということは聞いておりますので、新たな消火栓等を立てる等の検討も踏まえております。以上でございます。
野木 議長	辻内議員。
辻内 議員	既に書類提出が終わっておりますので、遅いわけですが住民の安心安全には十

	分に配慮を願いたいと思います。 本件に関する最後の３点目です。 基本審査項目、チェックシート、避難所等の機能の維持の欄の３番目の項目に、資料５、資料５というのは別にある参考資料のことですが、２の記載のうち、５の１自衛隊等の緊急救助ヘリの離発着場機能、７の１災害時の遺体（仮収容所の役割）、この二つ、旧吉野小学校の部分は削除または変更可能であるとあるのですが、私が偶然ですが８月２４日に再度吉野町のホームページを見てみると、今日時点も一緒ですが、資料５は削除されております。まず、この資料５が削除されていなかったことを知らずにの質問ですが、この二つの機能が削除または変更可能であるとあるわけですが、その機能はどこへ持っていかれるつもりですか。もしくは必要がないということですか。簡単をお願いいたします。
野 木 議 長	戸毛総務課長。
戸 毛 総 務 課 長	簡単にご説明を申し上げます。 １点目の自衛隊の緊急救助ヘリの件でございますが、吉野小学校につきましては、そもそも小型ヘリ、自衛隊の小型ヘリのみが発着可能ということになっております。そういうことから含めますと、ドクターヘリと同等のヘリであれば降りることもできるということになりますので、場合によっては使用することができる。大型については、吉野町内で運動公園のみが発着可能というふうになっておりますので、それも踏まえての記載かというふうに考えます。 それから、災害、安置の場所でございますが、ご指摘のとおり吉野小学校も一部指定をしておりますが、災害における遺体の安置につきましては、ほかにも何か所か記載をしております。これは業者がどのように使われるかということも踏まえるわけでございますが、何か所かに指定をしております。場合によっては、今、地域防災計画に書いている吉野小学校の表記は外すことも想定をしております。以上でございます。
野 木 議 長	辻内議員。

辻内議員	続いて資料５ですが、今削除されてるんですね、いつからか知らないですけど。いつ削除されたのですか。あわせて資料５が削除されていながら、この審査項目チェックシートには資料５というのが残っています。どのような経緯なのか、あるいはどのような意図なのか説明をお願いいたします。単純なミスならば単純なミスで結構です。そんなミスが許されるかどうかは、またそれはそれで判断したらいいわけですが、お願いいたします。
野木議長	小原参事。
小原参事	申し訳ないです。資料５の削除の時期というのはちょっと私は把握してないのですが、もう既に募集が済んで審査の段階に入っているということで、一部削除するというのはあり得るかと思いますが、事情につきましてはまた確認させていただきます。
野木議長	辻内議員。
辻内議員	今の点は明らかに不明瞭ですので、委員会での説明をお願いいたします。 資料５というのは、吉野町の防災計画のことを大半記した資料だったと私は記憶しております。くれぐれも防災計画や住民の安心安全を守るための計画がないがしろにすることのないようお願いして、一つ目の質問を終わらせていただきます。 続いて大きな二つ目の質問、防災と減災について、その３ライフラインに関して質問いたします。 ライフラインの定義はいろいろとありますが、この場では電気、ガス、水道、そして道路といたします。電気は関西電力、ガスはプロパンガスですので、災害時も町主体で事前準備や復旧工事は出来ませんので、水道と道路、道路の中でも町道に関して質問いたします。 災害の状況を予報も含めて次のような状況と仮定いたします。まず今、日本

	で起こっている災害のニュースの最初に来る言葉が、過去に経験のないという言葉が非常に多いです。過去に経験が役に立たないことを念頭に置いていただきたいと思います。線状降水帯が約 1 週間続き、吉野町内でも多数の被害が発生、特に土砂崩れが多数か所で発生し、住民の生活に大きな支障が出ていると仮定いたします。そこでまず、断水したらどうなるのかという質問をいたします。断水の理由ですが、山沿いにある簡易水道の浄水場が山崩れによる土砂崩れに巻き込まれ、復旧の目途が立たないという状況にいたします。まず質問です。吉野町に浄水場は何か所ございますか。よろしくお願いします。
野 木 議 長	辰巳上水道推進室長。
辰巳上水道 推 進 室 長	浄水場の数ですが 11 か所ございます。
野 木 議 長	辻内議員。
辻 内 議 員	ありがとうございます。11 か所ということですが、その浄水場同士、或いは上市と大淀町はすぐ隣ですが、浄水場同士は普段この栓が閉められているが、実は何かのときに栓を開ければつながってるんですよというようなところがあるのででしょうか。あれば何か所、何処と何処というのを教えていただきたい。
野 木 議 長	辰巳室長。
辰巳上水道 推 進 室 長	まず、町内で言いますと 11 か所の浄水場がございます。その中で、飯貝の浄水場から吉野山地区というのは、春の観光シーズン水がたくさん使われますので、そのための送水管はつないでおります。その 1 か所だけが、現在、浄水場同士でつながっておるところでございます。
野 木 議 長	辻内議員。

辻内議員	1 か所はつながっている。つまり吉野山の簡易水道は壊れても、吉野山の人は何らかの形で水がもらえる、水が運ばれるということでございます。 例を挙げたほうがわかりやすいので具体的に浄水場を仮定いたします。私は三色野簡易水道の住民です。浄水場は正しく山のすぐ横にあります。土砂崩れで完全に土砂に埋まって壊滅状態になり水がつかれなくなり、三茶屋、色生、入野は断水、回復の目途はつかないという状況になった場合、町はどのような対応をまずとるのでしょうか。お願いいたします。
野木議長	辰巳室長。
辰巳上水道 推進室長	三色野浄水場が土砂に巻き込まれ水がつかれない状態というふうに今想定していただきその中でですが、三色野浄水場には2 か所配水地がございます。1 か所色生のお墓のところ、共同墓地のところですが118 トンのタンクがございます。そして三茶屋の浄水場79 トンあります。その中で、普段の給水の量で勘案しますと、2 日ないし3 日満水であればもつやろうと。尚且つ、地元3 地区、3 大字の区長さんを通じて節水のお願いをして、1 日ないし2 日は延命できるだろうかと。それと同時に、町の災害対策本部を通じて応援給水、給水タンクもしくは給水用の小さい入れ物で配れるようにというお願いをします。また、規模が大きいとかなかなか行きにくいというときは、日本水道協会奈良県支部を通じて近隣市町村からの応援のほうもお願いしたいかなと考えております。
野木議長	辻内議員。
辻内議員	今の説明によりますと、山の上のほうにタンクがあるのは私も知っております。従って5 日間ぐらいは節水を心がければいけるんじゃないかということですが、私の素人考えですが、峰寺地区の水道管の工事、埋め立てるのを交換しているときに見てましたが、水道管を埋め立てるというのはすごく大変で、その埋立て工事をやっている間、仮の水道管みたいなものをずっと引いているの

	ですね。あれを見ると、例えば上柳と三茶屋の水道管の端と端というところだと 150 メートルほどしかないんですよ。ほかのところもいっぱいそういうところあると思うのです。11 か所の内、離れているところもあるので全部が全部というわけにはいきなりませんが、それって簡単にできるものなんでしょうか。それはすごく難しいのですか。
野 木 議 長	辰巳室長。
辰巳上水道 推 進 室 長	工事自体はお金をかければできると思います。ただ、やはり水道の圧というのは自然の高低差で圧力が出てきます。低いところから高いところになると動力が必要になってきます。ポンプとそういう設置。それから普段使わないというところであれば、送るときも言葉は悪いですが死に水というふうな、水が止まるとなる状態であればなるので、一旦水をほかしてとか多少無駄なことをしなければいけないと。そういうことが発生するので、なかなかいいアイデアとは思いますが難しいかなと思います。
野 木 議 長	辻内議員。
辻 内 議 員	いずれにいたしましても、今までこういう経験は吉野町の歴史上ないと思うのです。でもありうる可能性は大いにあるということですので、浄水場ごとにひとつシミュレーションをして、たまたま今私が挙げた三色野は、そういうことで5日間ぐらいはもちそうだということですが、ほかのところは一体どうなんだということを見ていただきたいと思います。 ライフラインの長期的ストップは、そこに住む人口の流出につながります。昨日調べましたら、能登半島の奥能登って言われる地域ですが半年で6%の人が転出されています。転出ということは避難じゃありません。住所変更しているということです。6%というたら吉野町で350 人の人が吉野町から出ていくということですのでございます。浄水場の一つの被害が村の存続にも直結しているということを、一つ頭の中に置いていただけたらと思います。

	次に、町道に関して質問します。なぜ、私が町道をライフラインとするのかを説明いたします。人、物の移動手段として通常は公共交通機関、多くの場合は列車や電車がライフラインの一つですが、吉野町はほぼ車移動です。皆様及び皆様の付近の方が住んでいる家を想像していただいて、家の前を車で出ていくとすれば、まず走る道路は何ですかと言われた場合に感覚的にですが 80%程度は町道です。また自治会によっては全て町道という自治会もあります。そんなわけで、町道の土砂崩れは住民の生活に直結いたします。と言われても具体的に雨がたくさん降ったら、どこが崩れるかなんていうことは今の技術では無理です。崩れそうだということは分かるけれども、今の技術でどこが崩れるかをピンポイントであてることは無理なので工事出来ません。 そこで質問ですが、具体的地名を挙げたほうがわかりやすいので説明しますが、喜佐谷の桜木神社よりも上流、あるいは別所の法雲寺より上流のように迂回路が全くなくて崩れたら孤立。この場合孤立は軽トラが通れない状態としますが、そういう状態が 1 週間程度続いたとしたら、その今言った 2 か所と同じような地域はどれぐらいありますか。大体で結構です、きっちりとは求めません。
野 木 議 長	紺田課長。
紺 田 暮らし環境 整備課長	吉野町地域防災計画のほうにも、被害、孤立の予想地域は想定されております。それにおきますと 8 地区というふうになっておりますが、町道を管理する部分として考えますと、その集落への道が 1 本しかない、迂回路がないということを考えますと、同じく大体 8 か所程度あると思っております。そして、人口、軒数でございますけども、これも通行止めする場所によって軒数は大きく変わってきます。これもおおよそでございますけども、65 軒程度と思っております。以上でございます。
野 木 議 長	辻内議員。

辻内議員	8 地区、65 軒程度が防災計画にあるということですが、もっと詳細に見れば、2 軒 3 軒 4 軒しか、しかつという言葉悪いですが使っている町道、そしてそこが崩れたら出ずらいところというのはたくさん吉野町にあると思います。先ほど言いましたように、先にどこが崩れるかを見つけるのは大変なので、一つ目は、私が提案したいのは避難所になっている場所の見直しです。これは総務課の関係ですので戸毛課長にお尋ねします。私、防災マップをまじまじと見たのですが、先ほど例に挙げた喜佐谷地区ですが、喜佐谷の避難所に桜木神社周辺のご家族の方が避難したら、自ら逃げ道がなくなる方向へ避難してることになります。別所も同じです。国栖地区を見ればくにすの杜が避難所になっています。先ほど、一般会計の補正予算で法面の道路の話、工事が出ました。法面の道路が崩れてるようなところが、崩れてるようなところ言葉悪いですが、崩れる被害が出ているのにそこが避難所に指定されている。恐らくくにすの杜は 1 本しか降りていく道がないはずですよ。このような道がたくさんあると思うんです。それから、もう一つ、イエローゾーンにお住まいの方がレッドゾーンの避難所に避難すると。これもまた考えによっては非常におかしなことで、今避難とは避難所だけでなく、家でいるのも避難だということが広く国民に言われてますけども、一つ言いたいのは町道視点で見た場合、最低、住民の孤立方向へ導く避難場というのは見直しませんかということですが、どんなものでしょう。
野木議長	戸毛総務課長。
戸毛 総務課長	ご質問ありがとうございます。我々も、今辻内議員がおっしゃられたように、いわゆる逃げる方向の話、それからハザードマップにおいての指定所の位置の話、課題としての認識は既にしております。例えば今、例にとりました喜佐谷のほうでは既に地区のほうで、それも想定しながら、この前の台風 10 号のときにはどこに逃げるかというようなことで、孤立も想定して動いていただけるような体制をとっていただける地区も徐々にふえてきております。 我々といたしましても、今、地域防災計画に書いている避難所そのものの位

	置づけ、在り方を見直して、改定すべきではないかというふうに担当課レベルでは考えております。例えば、隣の大淀町のように広域避難所の在り方、いわゆる一時的に逃げる避難所を指定避難所というのかどうかも含めて改定してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。
野 木 議 長	辻内議員、時間がきてますので簡潔に。
辻 内 議 員	それでは最後一つの提案でございます。 結論は自動車の事前避難の推奨です。土砂崩れで車が使えなかった方の健康状態にもよりますが、町道が長さ 10 メートルにわたって崩れても、多くの場合は、対岸の田んぼや里道を少し歩けば車が使えるところに出ていけるわけです。夫婦 2 人で 2 台車を持っていたらそのうち 1 台を広い場所に置いておくと。そうすれば、孤立じゃなくて準孤立というふうな情報台に持っていけるわけです。こういうことを啓蒙していくことも大切じゃないかなということを考えるわけですが、総務課長もしくは町長いかがでしょうか。
野 木 議 長	中井町長。
中 井 町 長	今の辻内議員の提案でございます。この災害に関して答えは私はないと思います。ですからあらゆる手法を考えながら、それが一つ一つできるかどうか、起きたシミュレーションを含めてですけど、やってみるってことはありかなと思います。ですから今日いただいたいろんな視点からの災害対応というのは、またここにさらにブラッシュアップしながら進めてまいりたいなというふうに思います。
野 木 議 長	辻内議員。
辻 内 議 員	ありがとうございます。町長はいつもいちばん大事なのは、まず住民の生命、安全とおっしゃってます。私も全く同感でございます。避難所というはどうし

	ても何か建物と物というふうになっていきますけども、シミュレーション、町長がおっしゃってくれたシミュレーションをまさにやって、どういうふうなことが問題かということを進めていただけたらと思います。以上で質問を終わります。ありがとうございました。
野 木 議 長	和田副町長。
和田副町長	当初、辻内議員さんからご質問のありました 8,400 万円、12 条の検査でございます。この辺の部分について、募集した事業者が実施するということについて、私ども説明不足だったのかなということでございますけれども、ちょっと資料見ておりましたら今年の 3 月議会でございますが、3 月 7 日の総務文教厚生委員会の中で 8,400 万円、債務負担行為をさせていただくという説明の中で、ご説明をさせていただきました。本来であれば町がやった後に募集をかけてということになるのですが、そうなれば時間的なタイムロスも出て公募がなかなかうまくいかない場合があると。そうした中で、債務負担行為の中で 12 条の 5 の検査を募集した事業者の方にさせていただくということをご説明させていただいたということです。募集要項に法適合検査の調査の実施と調査費を明記させていただくという説明をさせていただいた後、議会が終わった後に募集要項をホームページに載せていただいて、17 ページの応募に関する留意事項という中で、本事業における事業者の費用負担ということで、8,400 万は町が負担するけどそれは上限ですよという形のものを掲載をさせていただいたということです。説明の内容等がうまくいってなかったのかなとは思いますが、そういった内容のことを 3 月の総務文教厚生委員会でご説明をさせていただいたというふうに思っております。
辻 内 議 員	後で自分で確認します。ありがとうございます。
野 木 議 長	続いて、上滝義平議員より出されております (1) 介護保険制度について

	の一般質問をお願いします。 上滝議員。 6 番 上滝でございます。ただいまから一般質問をさせていただきます。余計なことを言いますと、また議長に指示をされる可能性がありますので、今日は介護保険の問題についてだけ質問をさせていただきます。 介護保険制度は、なかなか難しく住民の方もよくわからないという意見が多いこの頃でございます。そのような中でわかりやすく説明をお願いしたい。よろしく担当課長お願いを申し上げます。 吉野町では非常に高齢化が進み介護の必要な人も増えていると聞いている。今後益々介護サービスを利用する人が増えていくのではないかと考えられるわけでございます。そこで、住民の声として介護の認定を受けるときにも、非常に手続きが複雑であるという意見を多く聞きます。郵便で届く書類においても、字が小さく読みづらいなどの声もよく聞きます。改善をお願いしたいと思っております。 話は元に戻しますが、吉野町で老後を安心して健康で過ごしていくためには、介護予防に取り組むことがいちばん大切であると思います。そして、介護保険料が高いという住民の声もあり、介護サービスの住民負担の在り方について、担当課長にこれからご質問をさせていただきます。まず、担当課長にお聞きを申し上げます。平成 12 年度から始まった介護保険制度について、吉野町の現状や介護保険料の推移、サービスの利用者数などの現状はどうなっているか、簡単にお聞きしたいと思います。よろしく。
野 木 議 長	吉村長寿福祉課長。
吉 村 長 寿 福 祉 課 長	上滝議員の質問に対してお答えさせていただきます。町の介護保険の制度とか現状、また介護保険料のサービスの内容とか現状どうなっているんだということなんですが、まず、介護保険制度について簡単に説明させていただきます。介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みといたしまして、

平成 12 年 4 月 1 日より施行し現在で 24 年が経過いたしました。財源は給付と負担の関係が明確な社会保険方式を採用しており、保険料と公費という国民の負担により支えられている制度でございます。要はみんなで支え合う相互扶助の制度、簡単に言いますとそういう形になります。次に介護保険の財源ですがサービスの種類も異なります。在宅であったり、施設であるんですが、概ね公費負担が 50%、うち国が 25%、県が 12.5%、市町村が 12.5%。残りの保険料 50%ですが、うち第 1 号被保険者、この方 65 歳以上の方を 1 号被保険者といいます。その方の割合が 23%、第 2 号被保険者、40 歳から 64 歳の方が 27%負担して介護保険の制度を保っておるという形になります。では、介護保険料の納付方法ですが、65 歳以上の第 1 号被保険者については町に直接納付していただきます。40 歳から 64 歳までの 2 号被保険者は加入している医療保険に加算して納付する仕組みとなっております。保険料の推移ですが、平成 12 年から施行されていまして、平成 12 年度の月額保険料、当初が 2,509 円からスタートしました。それで現在令和 6 年度ですが 6,000 円。この 24 年間で 3,491 円の増という形になっております。受給者数、介護保険を受けている人の数ですが当初 24 年前は 234 人。現在、令和 5 年度の実績ですが 536 人。302 人増加しております。給付費ですが、給付費といいますと事業所に支払う費用ですが、その推移は今までは増で来て今現状は維持してきましたが、ここ令和 3 年度ぐらいから減少に転じております。これまで増えてきていた施設サービス費が令和 3 年度から減少が大きく、令和 3 年と令和 5 年を比較しますと年間では約 8,000 万程度減少をしておる。一方、在宅サービスは徐々に増えておりまして、令和 3 年と令和 5 を比較しますと 3,200 万増えておるというようなことです。このことから、介護保険が必要になっても自宅で長く住み続けたいという方が増えており、報酬単価の高い施設サービスは減少しておるというような現状です。今後、在宅や施設に入る人の増減により介護保険必要額は大きく変わるので、給付の傾向をしっかりと見ていかなければならないなというふうに考えております。また、ご存じのとおり吉野町は人口減少し高齢者人口も同じく減っております。今後も介護保険料を支える被保険者数の減少は、要は 40 歳以上の人口も減ってますので保険料も減ってくるということになっていきます。皆様にご負担

	いただく保険料が急激に上昇することのないよう、基金を活用して均衡を図るとともに、給付を抑える取組が必要だと考えております。以上でございます。
野 木 議 長	上滝議員。
上 滝 議 員	説明ありがとうございます。大変わかりやすくご説明をいただき感謝申し上げます。 次に質問２でございます。介護保険料について、大淀町も下市町もどうなのかっていうことを教えていただきたい。ちなみに吉野町は6,000円と聞いております。
野 木 議 長	吉村課長。
吉 村 長 寿 福 祉 課 長	下市町、大淀町の介護保険料、今期第9期に当たる分ですが、上滝議員がおっしゃったように吉野町は月額6,000円。下市町が5,700円。大淀町が6,500円ということで9期は設定されています。参考ですが、県内の低額保険料の団体といいますと橿原市でございますして4,883円。高額保険料は奈良県下で天川村が7,800円ということになっております。以上でございます。
野 木 議 長	上滝議員。
上 滝 議 員	今説明いただきまして三町だけの比較をしますと、人口的に大淀町は当然高くなって当たり前。下市町は5,700円と言ったな。吉野町より300円ぐらい低いと。下市町になんで安いのかという話を私させてもらったら、町長自身が、下市町の町長が特別、この介護の受けられる方は当然増えてくるやろうし超高齢化社会になりますと大変その負担が多くなるにも関わらず、介護保険料だけは誰でも担うことであるので、介護保険料を安くしなさいと言うて担当課に指導をしたことがあるらしいです。それで、幾分か吉野町よりも下市町のほうが安いと、こうなっております。

	次に質問３でございます。基金の状況についてお聞きします。決算書を見ますと多くの積立金が残っていると思いますが、どれぐらいあるのか公表していただきたい。以上。
野 木 議 長	吉村課長。
吉 村 長 寿 福 祉 課 長	今の質問に関してお答えさせていただきます。令和５年度の決算報告書に計上していますが、令和５年度末の基金残額は２億５２７万９,２４２円となります。基金の運用についての説明についてはよろしいでしょうか。
上 滝 議 員	よろしいです。
野 木 議 長	上滝議員。
上 滝 議 員	基金が２億。朝からの答弁でしたか、国保と関連した後期高齢者、これは県が一体化しておるので基金がないということでしたな。一方、各町村によって変動があるのが介護保険料、６,０００円のところか５,３００円とか５,７００円とかそれぞれあることを聞いております。この２億何ぼのお金をそのまま、町長にお伺いしますけれどもこの２億というのは１,７００万って言うのかな。基金はこれ目的外使用は出来ませんか。出来ますか。お答えください。
野 木 議 長	中井町長。
中 井 町 長	自席で端的にお答えさせていただきます。目的外使用は出来ません。
野 木 議 長	上滝議員。
上 滝 議 員	特定しないと。いや、特定出来ないということやな。はいわかりました。 次に先に質問だけ申し上げます。質問の６番目には町長にご質問をさせてい

	たきます。住民の皆さんが安心して老後を暮らしていけるように、介護サービスや介護予防を進めていこうとしているのかいないのか。また、町民の負担となる介護保険料は、安くするためにどのように基金を活用していくつもりなのか。町長ご自身の考え方をお聞きしたい。つまり基金が2億1,000万もあるのに、基金額が2億もあるのに低額でええのかな。6,000円が5,000円にしたってくれてもええんちゃうかと。医療状況にもよりますけども、そこら辺、町長のご判断をお願いしたい。
野木議長	中井町長。
中井町長	まず、先ほど下市町の町長の例も言っていました。 この介護保険料につきましては、ちょうど、昨年の12月議会でも西澤議員からの一般質問もあったかと思います。その中で、私の公約にも掲げさせていただきまして、介護保険料の引下げをさせていただくという形で6,100円から100円ですけれども、基金を取崩して今6,000円になっております。実際に基金はありますが、これ3年毎、1期が3年ですからその介護給付とか状況を見ながら、やっぱりそれで終わりじゃないので、どこまで下げるかということと同時に今担当の吉村課長からもありましたように、介護予防、健康寿命の延伸につなげていくことが最大の介護費を抑制していくことになる。しいては、それが介護料の減少にも低くしていくことにもつながるということで、今ケラケラ百歳体操であったりとか、いろいろ宮滝の中荘温泉を活用させていただいて、そこに集まっていたいただいて少しでも健康になっていただく、そしてまた、サロンを設置させていただいて身近なところでコミュニティーを育成しながら健康になってもらう。そんなことを常日頃からやっぱりやっていくことによって健康寿命の延伸につなげていく、介護予防につなげるということをさせていただいております。
野木議長	上滝議員。

上 滝 議 員	今、町長説明されましたが、吉野町内で要支援 1 から 5 まで何人ぐらいおると思いますか。わかりませんか。担当者に聞かないとわかりませんか。
野 木 議 長	吉村課長。
上 滝 議 員	いや、町長に聞いとんね。
野 木 議 長	中井町長。
中 井 町 長	ちょっと確実な手元に資料がございませんので。
上 滝 議 員	そんなことでは困りますよ。大事な部分ですので。715 人と私は聞いております。大淀は何で高いかっていうたら、その倍からの要支援から 5 までであるらしいです。とにかく、町長、健康を保つために吉野町の状況を見て正しい判断をしていただいて、介護保険料をもうちょっと 100 円どころか、500 円ほど下げていただいたら結構かと思いますので、これは私の思いでございますのでよろしくお願いを申し上げます。 介護保険料について様々な説明を担当課長なり町長なりにお聞きしました。吉野町で最後まで安心して生活できること、これが住民の方々の望みであります。介護サービスと負担のバランスも大切ですが、今ある基金を有効に活用して町民の負担が少しでも安くなるようお願いをしたい。そして、介護保険に頼ることなく、元気で健康で長生きができるよう、様々な取組を実施していただき、住みよい吉野町づくりを進めていただきたいと申し上げます。町長自身の考え方如何なものか。よろしく。
野 木 議 長	中井町長。
中 井 町 長	先ほどから答弁をさせていただいて、それと同時に今、上滝議員がおっしゃっていただいたその思いは変わりませんので、そのつもりで頑張っていきたいと思います。

	す。
野 木 議 長	上滝議員。
上 滝 議 員	以上をもって、ちょっと早く終わったけども。とにかく、私も一議員として来年は選挙に出る出らんは別として、やっぱり議員は皆さんの行政側に立たないで、住民の皆さん方の思いや願いをきちんと行政に届けて改革をしていただけるようお願いして一般質問を終わります。以上。議長ありがとうございました。
野 木 議 長	一般質問を終わります。 本日の議事日程は全て終了しました。 5日から常任委員会、特別委員会を開催いたしまして、付託案件等の審査をお願いしたいと思います。各委員会の日程を申し上げます。 5日 午前10時 総務文教厚生委員会 6日 午前10時 産業建設委員会、 7日 休会 8日 休会 9日 午前10時 庁舎整備等に関する調査特別委員会 9日 庁舎整備等に関する調査特別委員会終了後 予算決算特別委員会 10日 午前10時 予算決算特別委員会 11日 午前10時 予算決算特別委員会 12日 予備日 13日 午前10時 本会議（第2日目） 5日からの委員会には、十分な審査を賜りますようお願いいたします。 本日はこれもちまして散会することといたします。 ご協力ありがとうございました。

(午後 1 時 52 分 散会)

令和 6 年第 3 回吉野町議会定例会会議録（第 2 日目）

1. 招集年月日 令和 6 年 9 月 13 日
2. 招 集 場 所 吉野町議会議場
3. 開 会 時 刻 9 月 13 日 午前 10 時 00 分開会
4. 応 招 議 員

1 番 上 麻 里	2 番 藤 本 昌 義
3 番 辻 内 正 誠	4 番 下 中 一 平
5 番 山 本 義 史	6 番 上 滝 義 平
7 番 野 木 康 司	8 番 中 西 利 彦
9 番 西 澤 巧 平	
5. 不応招議員 なし
6. 出 席 議 員 応招議員に同じ
7. 欠 席 議 員 なし
8. 地方自治法第 121 条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名

町 長 中 井 章 太	副 町 長 和 田 圭 史
教 育 長 土 居 正 明	参事兼政策戦略課長 小 原 壮 平
総 務 課 長 戸 毛 祥 博	協働のまち推進課長 井 本 光 亮
町民税務課長 玉 村 陽 子	長寿福祉課長 吉 村 直 樹
暮らし環境整備課長 紺 田 正 俊	上水道推進室長 辰 巳 史 憲
産業観光課長 中 尾 勇	教 育 次 長 丸 上 晶
教育総務課長 辻 中 哲 也	
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名

局 長 向 井 啓 主	任 坂 本 や よ い
-------------	-------------
10. 議事日程

日程 1	委員長報告（総務文教厚生委員会・産業建設委員会・庁舎整備等に関する調査特別委員会・予算決算特別委員会）
日程 2 議第 36 号	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて

日程 3	議第 37 号	吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
日程 4	議第 38 号	吉野町国民健康保険条例の一部を改正することについて
日程 5	議第 39 号	奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程 6	議第 40 号	奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について
日程 7	議第 41 号	奈良県広域水質検査センター組合規約の変更について
日程 8	議第 42 号	奈良県広域水質検査センター組合の解散について
日程 9	議第 43 号	奈良県広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について
日程 10	議第 44 号	令和 6 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 2 号について
日程 11	議第 45 号	令和 6 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号について
日程 12	議第 46 号	吉野町過疎地域持続的発展計画を変更することについて
日程 13	認第 1 号	令和 5 年度吉野町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程 14	認第 2 号	令和 5 年度吉野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程 15	認第 3 号	令和 5 年度吉野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程 16	認第 4 号	令和 5 年度吉野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程 17	認第 5 号	令和 5 年度吉野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程 18	認第 6 号	令和 5 年度吉野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程 19	認第 7 号	令和 5 年度吉野町水道事業特別会計の欠損金処理及び決算の認定について
追 加 議 案 等		
日程 20	議第 47 号	吉野町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正することについて
日程 21	議第 48 号	動産の買入に係る財産の取得について

- 日程 22 議第 49 号 動産の買入に係る財産の取得について
- 日程 23 議第 50 号 動産の買入に係る財産の取得について
- 日程 24 同第 3 号 吉野町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程 25 同第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程 26 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について
- 日程 27 議員派遣について

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野 木 議 長	ただ今の出席議員総数は9名でございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。 日程1 9月4日の本会議で、各委員会に付託した議案等の審査結果について、委員長報告を願います。 まず、総務文教厚生委員会 西澤巧平 委員長にお願いします。
西澤委員長	総務文教厚生委員会の委員長報告を申し上げます。 本定例会におきまして、総務文教厚生委員会に付託を受けました議案の審査並びに結果等につきまして、ご報告を申し上げます。 本委員会は、9月5日午前10時から理事者に出席を求め開催いたしました。 まず、総務課所管の議第36号「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて」は、法改正に伴い、吉野町の「吉野町税条例」などの3つの条例について、項のずれを解消するための制定であるとの説明を受け、審査の結果、本委員会としては本条例制定案を承認することとしました。 次に、町民税務課所管の議第37号「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて」は、急患等として医療機関を受診した保険者を国民健康保険税の徴収猶予の対象とするための改正であるとの説明を受け、審査の結果、本委員会としては本条例改正案を承認することとしました。 次に、議第38号「吉野町国民健康保険条例の一部を改正することについて」は、国民健康保険法の一部改正により、被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定が削られることに伴う所要の改正であるとの説明を受け、審査の結果、本委員会としては本条例改正案を承認することとしました。 次に、議第39号「奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」は、現行の被保険者証が廃止されることに伴う文言の削除などの所要の改正であるとの説明を受け、審査の結果、本委員会としては本規約変更案を承認すること

	としました。 次に、政策戦略課所管の議第 46 号「吉野町過疎地域持続的発展計画を変更することについて」は、計画中の消防施設の整備促進について、奈良県広域消防組合が計画する消防車両等の整備事業を追加するものであるとの説明を受け、本委員会としては本計画改正案を承認することとしました。 次に、付託案件以外に二つの事項について町当局から説明を受けました。 協働のまち推進課が所管する「乗合タクシー制度による南奈良総合医療センターへのアクセスについて」は、南奈良総合医療センターへのアクセスの改善を図るため、乗合タクシーによる実証試験運行を実施すること及び南奈良総合医療センターの利用についてのアンケート調査を実施することについて説明を受けました。 次に、「吉野見附三茶屋について」は、現在の利用状況とこれまでの経緯、今後の方針について説明を受けました。以上が、本委員会における審査、調査の結果であります。 なお、議会閉会中におきましても、本委員会の所管する事項について、継続して審査できるよう申し出をいたしまして、総務文教厚生委員会委員長報告を終わります。
野 木 議 長	続いて、産業建設委員会 下中一平 委員長にお願いします。
下中委員長	産業建設委員会の委員長報告を致します。 本定例会におきまして、産業建設委員会に付託を受けました議案等の審査並びに結果につきまして、ご報告を申し上げます。 本委員会は、9月6日午前10時から理事者に出席を求め開催いたしました。 まず、暮らし環境整備課上水道推進室が所管する議第 40 号「奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について」は、奈良県及び県内の 26 市町村で構成する奈良県広域水道企業団の設立に関する協議につき、同企業団の規約を制定するために、構成団体すべての議会の議決が必要であり、名称・構成団体・共同処理する事務・事務所の位置等必要な事項を定めるものであるとの説明を受け、

	審査の結果、本委員会としては協議につき承認することとしました。 次に、議第 41 号「奈良県広域水質検査センター組合規約の変更について」及び、議第 42 号「奈良県広域水質検査センター組合の解散について」並びに、議第 43 号「奈良県広域水質検査センター組合の解散に伴う財産の処分について」は、令和 7 年 3 月 31 日をもって当該組合を解散するため、規約の変更、解散に伴う規定の整備、並びに解散後の残余財産の処分等について必要な事項を定めるため、組合を構成する 36 団体の議会の議決が必要であるとの説明があり、審査の結果、本委員会はこれら 3 つの議案について承認することといたしました。 次に、付託案件以外で町当局から説明を受けました産業観光課が所管する「世界遺産登録 20 周年記念事業の進捗状況について」は、令和 5 年 9 月に「吉野大峯世界遺産登録 20 周年記念事業協議会」が設立され、同協議会が主催の地元や関係団体が参加するイベントや東京まほろば館での連続講演会や首都圏と吉野山で開催するシンポジウムの概要についての説明を受けました。また、観光庁から委託を受けて町が事業を進めている、アートフェスティバルや権現能の事業概要の説明を受けました。以上が、本委員会における審査、調査等の結果であります。 なお、議会閉会中におきましても、本委員会の所管する事項について、継続して審査できるよう申し出を致しまして、産業建設委員会委員長報告を終わります。
野 木 議 長	続いて、庁舎整備等に関する調査特別委員会 辻内正誠 委員長にお願いします。
辻内委員長	庁舎整備等に関する調査特別委員会の委員長報告を致します。 本定例会におきまして、庁舎整備等に関する調査特別委員会に付託をされました議案等はございませんでしたが、調査、審査の結果等につきましてご報告を申し上げます。 本委員会は、9 月 9 午前 10 時から理事者に出席を求め開催いたしました。 総務課から、去る 8 月 2 日に吉野町行政サービスの変革・新庁舎整備検討審

	議会から提出されました「吉野町新庁舎整備等基本構想の策定についての答申」の内容等について説明がありました。答申された基本構想について、 ① 基本構想策定の進め方 ② 新庁舎整備に向けた現役場の現状と課題の整理 ③ 新庁舎整備の基本理念 ④ 新庁舎の移転候補先の絞り込み ⑤ 整備予算の考え方 ⑥ 関連計画の見直し 等について、8 回にわたり開催された審議会での審議結果について報告があり、また、理事者側からこの答申を踏まえた今後の進め方について説明を受けました。以上が、本委員会における今回の調査、審査の報告であります。 これで庁舎整備等に関する調査特別委員会委員長報告を終わります。
野 木 議 長	続いて、予算決算特別委員会 藤本昌義 委員長にお願いします。
藤本委員長	予算決算特別委員会の委員長報告を申し上げます。 本定例会におきまして、予算決算特別委員会に付託を受けました議案の審査並びに結果等につきまして、ご報告を申し上げます。 本委員会は、9 月 9 日午前 11 時 20 分から、10 日、11 日午前 10 時から理事者に出席を求め開催いたしました。 まず、議第 44 号「令和 6 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 2 号については、補正規模は 2 億 6,994 万 1,000 円の増額で、予算規模を総額 63 億 7,699 万 6,000 円とし、地方債の補正は、避難路整備債で限度額 3,000 万円を追加することとし、限度額の増減としては、臨時財政対策債を 277 万円減額するものであり、歳入の補正は、減収補填特例交付金の減額等に伴う地方特例交付金を 164 万 5,000 円減額。地方交付税は普通地方交付税を 1 億 7,304 万円増額。国庫支出金は新型コロナワクチン接種事業費補助金 1,660 万円の増額。繰入金は介護保険特別会計繰入金 41 万 4,000 円の増額。繰越金は令和 5 年度決算により 5,424 万 2,000 円。町債は、地方債の補正分の 2,723 万円の増額であり、歳出

の補正は、総務費では財政調整基金積立金で 2 億円。公有財産管理事業で 3,000 万円。過年度分過誤納金返還金 500 万円。民生費では老人福祉事業の返還金 31 万 1,000 円。衛生費では予防接種事業で 3,463 万円の増額であるとの説明があり、審査の結果、本委員会は本補正予算（案）を承認することといたしました。

次に、議第 45 号「令和 6 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号について」は、補正規模は 6,503 万 7,000 円の増額で、予算規模を総額 12 億 5,873 万 7,000 円とし、歳入の補正は、繰越金として 6,503 万円 7,000 円の増額であり、歳出の補正は、基金積立金として財政調整基金積立金 863 万 5,000 円。諸支出金は償還金 5,598 万 8,000 円。一般会計繰出金 41 万 4,000 円の増額であるとの説明があり、本委員会は本補正予算（案）を異議なく承認することといたしました。

次に、認第 1 号「令和 5 年度吉野町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額 62 億 3,738 万 2,428 円、歳出総額 58 億 9,369 万 2,338 円。令和 6 年度への繰越財源を除く実質収支は 3 億 3,000 万 5,090 円であり、各担当参事・課長等から項目ごとに事業の内容や成果・課題、及びそれに伴う決算の状況並びに令和 5 年度における重点施策の「子育て支援の充実」「職員の人材育成」「庁舎整備とデジタル化促進事業」「空家対策と移住定住の促進」「マイナンバーの普及率向上及び利用促進」「旧吉野小学校跡地利用活用検討事業とシティープロモーション推進事業」「こども園のありかた検討」「学校・地域パートナーシップ事業」並びに「やさしい日本語教室」の実施内容、成果または課題、進捗状況等の説明があり、審査の結果、本委員会は本決算を認定することといたしました。

次に、認第 2 号「令和 5 年度吉野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、歳入は保険税、県支出金及び各繰入金等の総額 10 億 8,723 万 6,246 円。歳出は保険給付費、国民健康保険事業費納付金などの保険事業費等の総額 9 億 9,608 万 4,765 円、実質収支は 9,115 万 1,481 円であるとの説明があり、審査の結果、本委員会は本決算を認定することといたしました。

次に、認第 3 号「令和 5 年度吉野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額は保険料や繰入金等の 1 億 6,599 万 9,390 円。歳

出総額は後期高齢者医療広域連合納付金等の 1 億 6,536 万 6,040 円で、実質収支は 63 万 3,350 円であるとの説明があり、審査の結果、本委員会は本決算を認定することといたしました。

次に、認第 4 号「令和 5 年度吉野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、保健事業勘定は歳入総額 12 億 5,656 万 4,475 円。歳出総額 11 億 9,151 万 8,305 円、実質収支は 6,504 万 6,170 円であり、サービス事業勘定においては、歳入歳出総額ともに 353 万 2,578 円で、保険事業における居宅介護サービスおよび施設介護サービス等の給付事業、サービス事業勘定における介護予防支援事業等の執行状況についての説明があり、審査の結果、本委員会は本決算を認定することといたしました。

次に、認第 5 号「令和 5 年度吉野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、歳入歳出総額ともに 2 億 1,881 万 5,890 円で、下水道使用料や一般会計繰入金等の歳入と、流域下水道維持管理負担金を含む公共下水道の維持管理事業等の執行状況について説明があり、審査の結果、本委員会は本決算を認定することといたしました。

次に、認第 6 号「令和 5 年度吉野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額 3,154 万 9,221 円。歳出総額 3,070 万 4,921 円、実質収支は 84 万 4,300 円であり、香東地区の農業集落排水事業に係る使用料や一般会計繰入金等の歳入と、施設の維持管理費や公債費等の支出であるとの説明があり、審査の結果、本委員会は本決算を認定することといたしました。

次に、認第 7 号「令和 5 年度吉野町水道事業特別会計の欠損金処理及び決算の認定について」は、収益的収入は 3 億 8,027 万 4,099 円、収益的支出は 3 億 6,333 万 1,636 円、資本的収入は 1 億 7,188 万 6,641 円、資本的支出は 3 億 1,870 万 8,308 円であり、業務量は給水人口 5,915 人、給水戸数 4,599 戸、有収率は 73.73%となっており、主な建設改良工事は橋屋地区配水管布設替工事 4,326 万 3,000 円、同工事に伴う舗装本復旧工事 1,435 万 600 円等の合計 1 億 2,253 万 4,830 円であるとの説明があり、審査の結果、本委員会は本決算を認定することといたしました。以上、本委員会に付託されました議案等の審査結果について、予算決算特別委員会委員長報告を終わります。

野 木 議 長	上程議案の採決に入ります。 日程 2 議第 36 号「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。 本案について意見を求めます。 (「意 見 な し」 の声あり) 意見がないようですので、これで討論を終わります。 おはかりします。 本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。 (「異 議 な し」 の声あり) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。 日程 3 議第 37 号「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。 本案について意見を求めます。 (「意 見 な し」 の声あり) 意見がないようですので、これで討論を終わります。 おはかりします。 本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。 (「異 議 な し」 の声あり) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。 日程 4 議第 38 号「吉野町国民健康保険条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。
---------	--

本案について意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 5 議第 39 号「奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」は、
先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 6 議第 40 号「奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について」は、
先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案を可決することに決しました。

日程 7 議第 41 号「奈良県広域水質検査センター組合規約の変更について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 8 議第 42 号「奈良県広域水質検査センター組合の解散について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案を可決することに決しました。

日程 9 議第 43 号「奈良県広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案を可決することに決しました。

日程 10 議第 44 号「令和 6 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 2 号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 11 議第 45 号「令和 6 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 12 議第 46 号「吉野町過疎地域持続的発展計画を変更することについ

て」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 13 認第 1 号「令和 5 年度吉野町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本決算を認定することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本決算を認定することに決しました。

日程 14 認第 2 号「令和 5 年度吉野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本決算を認定することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本決算を認定することに決しました。

日程 15 認第 3 号「令和 5 年度吉野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本決算を認定することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本決算を認定することに決しました。

日程 16 認第 4 号「令和 5 年度吉野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本決算を認定することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本決算を認定することに決しました。

日程 17 認第 5 号「令和 5 年度吉野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本決算を認定することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本決算を認定することに決しました。

日程 18 認第 6 号「令和 5 年度吉野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本決算を認定することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本決算を認定することに決しました。

日程 19 認第 7 号「令和 5 年度吉野町水道事業特別会計の欠損金処理及び決算の認定について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本決算を認定することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本決算を認定することに決しました。

	追加議案が提出されております。 日程 20 議第 47 号「吉野町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読します。 (事 務 局 朗 読) 説明を求めます。 玉村町民税務課長。
玉 村 町 民 税 務 課 長	失礼いたします。議第 47 号「吉野町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正することについて」議案説明資料をもとにご説明をさせていただきます。資料の 1 ページをお願いいたします。 改正の主旨でございます。ひとり親家庭等医療費助成事業における所得制限額の改正でございます。改正の目的でございます。ひとり親家庭等医療費助成事業における所得制限額の取扱いは、児童扶養手当法施行令に定める規定を準用しております。このたび、児童扶養手当法施行令の一部が改正されたことに伴う所要の改正でございます。 改正する条例は吉野町ひとり親家庭等医療費助成条例で、改正の概要は、児童扶養手当法施行令を引用している条項の改正でございます。助成金の支給制限を定める第 4 条中所得制限額を、児童扶養手当法施行令の改正前は、第 2 条の 4 第 2 項の表で示されていたものを、第 1 号の文中で規定されるようになったため、引用条項の改正に伴うもので行います。また、第 2 条の 4 第 5 項が削除され、第 6 項以降に定められたものが繰り上がったため、条ずれが起こり条項の改正が必要となったためでございます。施行の期日は令和 6 年 11 月 1 日です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
野 木 議 長	質疑を求めます。 辻内議員。
辻 内 議 員	二つございます。

	まず1点は確認でございます。この条例が、国の法律のここを適用しますっていうそういう文章があるので、その国の法律が変わったので、その国の法律の条なり項なりを変えるという、そういう内容と理解してよろしいんでしょうか。
野 木 議 長	玉村町民税務課長。
玉 村 町 民 税 務 課 長	失礼いたします。ご質問いただきましたとおり、国の法律の改正に伴いまして、その条項を改正するものでございます。
野 木 議 長	辻内議員。
辻 内 議 員	二つ目でございます。具体的にですね、この条項の中身が全くここいないのでわからないのですが、国の条項としては、児童所得制限の規定というのがあるわけでそれが変わったということですが、いろいろと細かいことはあると思うのですが、一つ例で結構です。どのようにな変わったかをご説明願います。
野 木 議 長	玉村町民税務課長。
玉 村 町 民 税 務 課 長	失礼いたします。ただいまご質問がありましたとおり、個々の状況によっていろいろ変わってまいりますので、まず、一つ例を挙げて説明させていただきますと、所得制限がございまして一部支給停止の額の上限が少し上がります。扶養者人数が0人で、今までは一部支給停止額が192万円だったものが、208万円と16万円上がるということで、支給の制限が緩和されたものとなっております。以上です。
辻 内 議 員	わかりました。

野 木 議 長	よろしいか。
辻 内 議 員	はい。
野 木 議 長	ほかにございませんか 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって議第 47 号について、委員会の付託を省略することに決しました。 議第 47 号「吉野町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正することについて」意見を求めます。 （ 「 意 見 な し」 の声あり ） 意見がないようですので、これで討論を終わります。 おはかりします。 本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。 日程 21 議第 48 号「動産の買入りに係る財産の取得について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読します。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。 辻中教育総務課長。

辻 中 教 育 総 務 課 長	失礼いたします。それでは、議第 48 号「動産の買入に係る財産の取得について」議案書並びに議案説明資料 2 ページをご参照いただきたいと思います。 取得品目につきましては、スクールバス中型 1 台でございます。取得目的につきましては、バスの更新でございます。取得金額につきましては、1,741 万 3,000 円。契約の方法につきましては、指名競争入札でございます。契約の相手方は株式会社西本自動車商会でございます。今回の財産の取得ですけれども、平成 15 年度に購入した、スクールバス車両の更新車両として購入するものでございます。現在のバスは購入から約 21 年が経過し、走行距離は 72 万キロを超過しているもの、経年劣化による不具合が出ていることから、今回更新をするものでございます。文部科学省のへき地児童生徒援助費補助金を活用しての更新となります。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
野 木 議 長	質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって議第 48 号について、委員会の付託を省略することに決しました。 議第 48 号「動産の買入に係る財産の取得について」意見を求めます。 （ 「 意 見 な し」 の声あり ） 意見がないようですので、これで討論を終わります。 おはかりします。 本案を可決することに異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって、本案を可決することに決しました。

辻中教育 総務課長	日程 22 議第 49 号「動産の買入に係る財産の取得について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読します。 (事 務 局 朗 読) 説明を求めます。 辻中教育総務課長。 失礼いたします。議第 49 号 動産の買入に係る財産の取得についての説明をさせていただきます。議案説明資料 3 ページをご参照いただきたいと思います。 取得品目につきましては、スクールバスマイクロ 1 台でございます。取得目的につきましてはバスの更新、取得金額につきましては、840 万 7,080 円でございます。契約の方法につきましては、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号による随意契約でございます。契約の相手方につきましては、株式会社吉野自動車工業です。今回、取得させていただくバスにつきましては、平成 15 年度に購入した、スクールバス車両の更新車両として購入するものでございます。現在のバスは購入から約 21 年が経過しておりまして、走行距離は 65 万キロを超過しております。経年劣化による不具合が出ていることから、先ほどのバスと同様、文部科学省のへき地児童生徒援助費補助金を活用して更新するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 野木議長 質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、異議ございませんか。 (「異 議 な し」 の声あり) 異議なしと認めます。 よって議第 49 号について、委員会の付託を省略することに決しました。
----------------------	--

	議第 49 号「動産の買入に係る財産の取得について」意見を求めます。 (「意 見 な し」 の声あり) 意見がないようですので、これで討論を終わります。 おはかりします。 本案を可決することに異議ございませんか。 (「異 議 な し」 の声あり) 異議なしと認めます。 よって、本案を可決することに決しました。 日程 23 議第 50 号「動産の買入に係る財産の取得について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読します。 (事 務 局 朗 読) 説明を求めます。 辻中教育総務課長。
辻 中 教 育 総 務 課 長	失礼いたします。議第 50 号「動産の買入に係る財産の取得について」議案説明資料 4 ページをご参照いただきたいと思います。 取得品目につきましては、スクールバス マイクロ幼児専用車両でございます。1 台でございます。取得目的につきましてはスクールバスの更新、取得金額につきましては、734 万 8,000 円でございます。契約の方法につきましては、指名競争入札でございます。契約の相手方は宮下自動車工業でございます。この車両につきましても、平成 15 年度に購入した園バス車両の更新車両として購入するものでございます。現在のバスは購入から 21 年が経過し、走行距離も 33 万キロを超過しているため、経年劣化による不具合が出ていることから、今回更新するものでございます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
野 木 議 長	質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって議第 50 号について、委員会の付託を省略することに決しました。

議第 50 号「動産の買入に係る財産の取得について」意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案を可決することに決しました。

日程 24 同第 3 号「吉野町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

中井町長。

中 井 町 長 宮下真由美氏のご紹介をさせていただきます。なお、経歴につきましては、議案書に記載させていただいているとおりでございます。

宮下氏は、現在、吉野町大字国栖にお住まいでございます。京都女子大学を卒業後、現在は歯科医院でお勤めでございます。

実際に、吉野町で子育てをされて、子供を取り巻く環境の変化を子供とともに身近に感じていただいた経験を生かし、委員として活躍いただけると確信しております。どうぞ、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

野 木 議 長	質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 意見を求めます。 （ 「 意 見 な し」 の声あり ） 意見がないようですので、これで討論を終わります。 おはかりします。 本件を同意することに異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって、本件を同意することに決しました。 日程 25 同第 4 号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。 中井町長。
中 井 町 長	山本淑子氏のご紹介をさせていただきます。なお、経歴につきましては議案書に記載させていただいております。 山本敏子氏は、平成 16 年 1 月より 7 期 21 年の長きにわたり人権擁護委員を務めていただき、町民の方一人一人の人権を擁護するために積極的な取組をいただいております。これまでの人権擁護委員としての活動に対し、全国人権擁護委員連合会会長表彰を初め、関係機関から表彰感謝状が授与されており、その活動は極めて顕著であると、本町としても感謝をしているところでございます。 こうしたことから、令和 7 年 1 月からも、引き続き、これまでの知識と経験を生かし人権擁護委員としてご活躍いただけると確信しており、人権擁護委員候補者として推薦することにつき、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

野 木 議 長	質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 意見を求めます。 （ 「 意 見 な し」 の声あり ） 意見がないようですので、これで討論を終わります。 おはかりします。 本件を適任とすることに異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって、本件を適任とすることに決しました。 日程 26 「常任委員会の閉会中の所管事務の調査について」 それぞれの委員長より会議規則第 75 条の規定によって、所管事項について閉会中の継続審査の申し出がありますが、これに異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって、それぞれの委員長の申し出どおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。 日程 27 「議員派遣について」を議題といたします。 会議規則第 128 条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣をいたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し」 の声あり ） 異議なしと認め、お手元に配付のとおり議員派遣をすることに決しました。 本定例会に付議されました議案の審議は全て議了いたしました。 おはかりします。 これをもって、本定例会を閉会いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。
---------	---

中 井 町 長	(「 異 議 な し 」 の声あり) 異議なしと認めます。 閉会にあたり、町長のごあいさつをお願いいたします。 中井町長。 閉会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。 まず、上程いたしました議案全てご承認をいただき、誠にありがとうございます。そしてまた委員会では、委員長を中心に、慎重審議賜りましたことを心から感謝を申し上げます。 特に、庁舎整備等に関する調査特別委員会におきましては、今、吉野町にとりまして大きな課題でもございます審議会におきまして、答申をいただいた内容に基づいた報告をさせていただいたのが9月議会で行いました。この議会、委員会の中でも、若干いろんな意見が出ておりました。少し整理をしますと、令和5年3月7日に請願書を受けて白紙撤回をさせていただきました。こういった流れの中で、一つの民意にも、そしてまた、庁舎に関する審議をするという私の手法の中で、審議会を設置させていただいて、諮問をさせていただいて、従来の審議会では、なかなかそれに全てを入れるというのはほとんどない事例でございますが、各地区の代表に委員として入っていただいて審議をいただきました。その結果が答申の報告で、9月議会にいただいたということでございます。これはある一定程度尊重するとともに、答申の中にも書いてありました多角的な検討と、そしてまちづくりの出発点である、そういったことをしっかりと尊重しながら、今後、9月議会以降、12月議会までに審議できる環境をつくってまいりたいなというふうに思っております。 改めまして、庁舎整備の契機とした新しい道をつくるべく、町全体の発展の可能性を共有化できるよう、あらゆる手段、手法をもって町民の皆さん方そして議会の皆さん方に説明をしてまいりたいと思います。 幸いにして旧吉野小学校、そしてまた、近鉄、官民、様々な動きがこの12月まで動こうと思っております。これはある意味チャンスであると思っていますので、スピードを緩めず、そしてまた、拠点、人の流れをつくるべくしっか
----------------	---

りと進めてまいりたいと思いますので、議員各位にもご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

そして、国のほうの動きも、今それぞれ各党の総裁選挙が行われております。恐らく、国の形も大きく変わってこうとしている中、そしてまた、台風やゲリラ豪雨、自然災害、熊の出没様々な環境の変化もございますので、しっかり町民の命を守る、そういった対応ができるよう備えてまいりたいと思います。

世界遺産 20 周年の事業が、これから秋にかけてめ目白押しになってまいります。どうか、議員各位におかれましても、可能な限り参加いただいて、いろいろと次の世代につながるような事業に展開していただきたいと思いますので、参加いただけたらというふうに思います。

最後になりましたけれども、議員各位におかれましては、まだまだ暑さが厳しい中でございます。体調管理に気をつけていただきまして、議員活動を展開していただきますことをお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

野 木 議 長

皆様の熱心なご審議によりまして、全議案を議了することが出来ました。ここに閉会の運びとなりましたことを深く感謝申し上げます。

これをもちまして、令和 6 年第 3 回吉野町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(午前 10 時 52 分 閉会)

